

(案)

第 2 次甲賀市地域福祉計画（答申）

甲賀市地域福祉計画審議会

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の背景と趣旨.....	1
2	地域福祉とは.....	2
3	計画の位置づけ.....	3
4	計画期間.....	5
5	計画の策定体制.....	5
6	協働による計画の推進.....	6
第 2 章	甲賀市の状況.....	8
1	人口等の現状.....	8
2	アンケート調査からみえる現状.....	24
第 3 章	計画の基本的な考え方.....	32
1	基本理念.....	32
2	重点課題.....	33
3	課題解決に向けた基本方針.....	35
4	計画の体系.....	36
第 4 章	施策の展開.....	37
基本方針 1	地域で支えるしくみづくり [しくみ]	37
(1)	地域の支え合い、見守り活動の推進.....	37
(2)	あらゆる世代、人が交流する機会や場づくり.....	38
(3)	関係団体等の顔が見える関係づくり.....	39

基本方針 2 地域福祉を支える人づくり	[ひと]	40
（１）ボランティアの育成・支援		40
（２）福祉教育の充実		40
（３）地域福祉の担い手、リーダーの育成		41
（４）福祉、保健等の専門的な人材の育成・支援		42
基本方針 3 適切な支援へつなげる体制づくり	[ネットワーク]	43
（１）福祉、健康等に関する情報提供・啓発の充実		43
（２）身近な相談や総合的に対応できる窓口の充実		44
（３）関係機関等との連携強化による支援体制づくり		45
基本方針 4 健康で安心な生活ができる暮らしづくり	[くらし]	46
（１）誰もが住みやすいまちづくりの実現		46
（２）健康寿命の延伸を支える環境づくり		47
（３）地域の防災、防犯活動の推進		48
（４）きめ細やかなサービスの提供と質の確保		49
 第 5 章 計画の推進		 51
1 計画の進行管理		51
 資料編		 52
1 甲賀市附属機関設置条例		52
2 甲賀市地域福祉計画審議会規則		54
3 甲賀市地域福祉計画審議会 委員名簿		55
4 策定経過		56
5 用語解説		58

1 計画策定の背景と趣旨

本格的な人口減少社会の到来、核家族化の急速な進行、産業構造の変化、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化等により、かつてあったような地縁・血縁・社縁や地域住民のつながりが希薄化していき、「無縁社会」という言葉に象徴されるように、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人が増加しています。

こうした背景から国では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の経験から、災害対策基本法が改正（平成 25 年 6 月）され、高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者に対し、災害時に備えた日頃からの地域での見守り・支え合いの体制が強化されたことや、介護保険法の改正（平成 27 年 4 月）により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

また、生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月施行）において、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の拡充を図ること、そして、障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すといった動きがみられます。

このような経過を踏まえ、甲賀市（以下「本市」という。）では、福祉に対するニーズ及び社会情勢の変化による新たな課題に対応し、国の動きや滋賀県地域福祉支援計画（平成 28 年 3 月策定）との整合を図りながら、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するため、『第 2 次甲賀市地域福祉計画』を策定するものです。

2 地域福祉とは

地域福祉の目的は、人々が住み慣れた地域の中で、家族・隣近所・友人等とつながりを保ち、誰もが自分らしく、いきいきとした暮らしを送ることができる社会を創っていくことです。このような「地域福祉」の実現のためには、総合的な視点を持って、福祉に関わる者とまちづくりに関わる者が連携することが重要となってきます。

そのような中、地域における福祉を取り巻く環境は大きく変わり、支援が必要でありながら福祉制度の狭間でサービスにつながらない人、地域のセーフティネットでカバーできない人が増加しており、ひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死、児童や高齢者に対する虐待等が新たな社会問題として顕在化しています。

こうした問題を解決するためには、市民一人ひとりが主体となって助け合い、支え合いを実践することや、それらを推進するしくみ、専門職との連携づくりが欠かせません。また、これらの人のつながりを活かし、地域の中で課題を共有し、取り組んでいくといった住民相互により「地域力」を向上させることや、関係機関・団体、事業者、ボランティア等が主体的につながり、地域における活動を広げていくことが地域福祉の役割です。

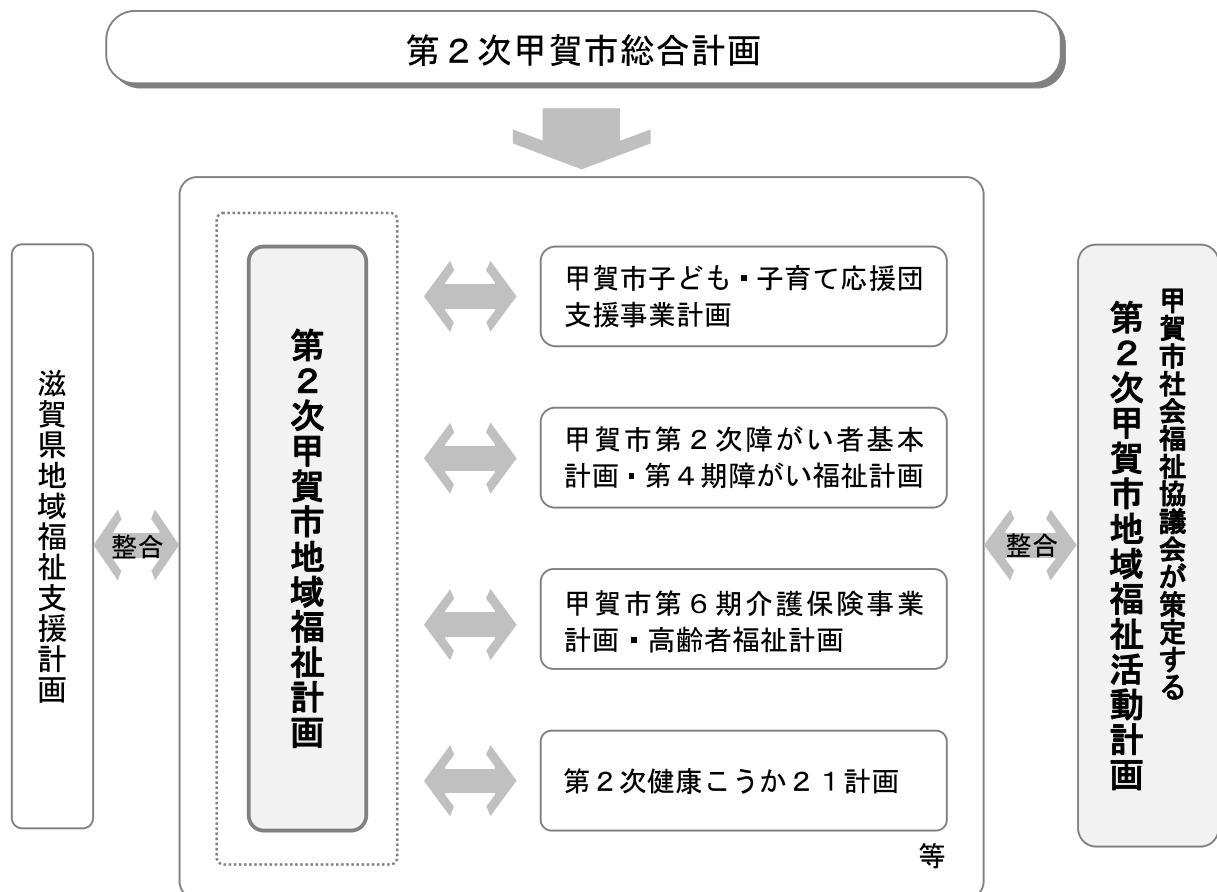
3 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定された行政計画です。

計画の内容は、幅広い市民の参加を得ながら、地域での生活上の問題を解決したり、日常生活における自立を支援する体制の基盤づくりを、福祉団体、福祉事業者、関係機関等や行政の協働により推進していく上での指針となります。

施策の展開にあたっては、国及び滋賀県の施策等との整合を図りつつ、「甲賀市総合計画」をはじめ、「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」「甲賀市障がい者基本計画・障がい福祉計画」「甲賀市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「健康こうか 2 1 計画」等、福祉保健分野における本市の個別計画等との整合を図ります。

【地域福祉計画と他の関連計画との関係】



【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【その他】 地域福祉計画に盛り込む事項

○ 要配慮者の支援（避難行動要支援者）

平成19年8月に、厚生労働省から「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が示され、市町村地域福祉計画に要援護者の把握や情報共有等に関する事項を盛り込むことが示されています。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を策定・公表されました。

○ 介護保険法の改正

平成27年4月に介護保険法が改正されました。改正のポイントとしては、介護保険制度を持続可能なものとするため、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」を大きな目的としています。

「地域包括ケアシステムの構築」では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年以降は、医療や介護の需要のさらなる増加が見込まれることから、平成37年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

○ 生活困窮者の支援

平成 24 年 10 月に、全国社会福祉協議会から「社協・生活支援活動強化方針」が示されました。また、平成 25 年 1 月には、厚生労働省から「社会保障審議会 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書」が示されています。

平成 26 年 3 月には「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」が厚生労働省より通知されました。

【新たな生活困窮者支援制度の基本的な考え方】

新たな生活困窮者支援制度は、生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの早期脱却を図るものです。

○ 障害者差別解消法の施行

障害者への差別を解消するため、平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障害を理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が荷重でないときは、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 40 年度までの 12 年間とします。なお、国、滋賀県等の動向を踏まえるとともに、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて 4 年ごとに見直しできるものとします。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への市民参加を実現するために、市民アンケート調査や福祉団体等へのインタビューを実施するとともに、学識経験者、福祉分野の関係者、福祉関係団体、公募による市民といった幅広い分野の関係者を委員とする「甲賀市地域福祉計画審議会」において審議を行いました。

6 協働による計画の推進

計画の推進にあたっては、市民、区・自治会、自治振興会、地域の各種団体、ボランティア、社会福祉協議会等が、互いを尊重し役割を持って、連携・協力することにより、取り組んでいきます。

(1) 市民の役割

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、市民一人ひとりができることを考え、積極的に行動すること、また、人を大切にし、お互いに認め合うことにより、つながりを作り、見守り、支え合いを実践することが必要です。

(2) 地域・団体等の役割

① 地域の役割

区・自治会や自治振興会等は、地域福祉を推進するための基盤として、また市民が地域福祉に参画する場としての役割が期待されています。

今後も、地域における見守り、支え合いを進めていくとともに、地域の課題を解決するため、市、関係機関・団体等との連携強化や人材の育成を進めていき、有効な地域福祉活動へつなげます。

② 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域での生活上のさまざまな相談に応じ、必要な支援を行うことや見守り活動、福祉サービスの情報提供を行う等、行政や関係機関へのつなぎ役として重要な役割を果たします。

今後も、地域福祉を推進する第一人者として、市、社会福祉協議会、地域、関係機関・団体等との情報交換を行い、地域の課題を共有し、早期発見・早期支援につなげます。

③ ボランティア・NPO等の役割

複雑化多様化する悩み等を抱える人が増加している中で、親身に寄り添い課題に取り組む、ボランティア・NPO等への期待は高まっています。また、市民が地域福祉活動を始めるきっかけの場としても期待されています。

今後も、市民とともにさまざまな活動を展開し、市、関係機関と連携することで活動内容の充実や地域の多様なニーズに対応する福祉サービスの提供を目指します。

④ 福祉関係事業者の役割

誰もが住み慣れた地域で自立した暮らしが送れるよう、より有効な福祉サービスの提供を進めるほか、人材の育成、支援することが期待されています。

今後も、多様化する福祉ニーズに対応するため、事業の充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域、関係団体、他の専門機関等と連携し、地域の課題を解決する役割を担います。

⑤ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体であり、地域の見守り支え合いネットワークの活動を通じた地域課題の抽出、また課題解決に向け、市民とともに地域、関係機関・団体等との連携を図り、地域福祉推進の体制を整備する役割が期待されています。

今後も、地域福祉を推進する車の両輪として市と連携し、地域福祉を実践する最前線で市民とともに活動することで、市民が抱える課題を地域全体の課題として捉えることができる地域福祉システムづくりを目指します。

(3) 市の役割 ● ● ●

本計画は、甲賀市が目指す地域福祉を推進するための指針となるものです。本市では、人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯の増加といった社会的問題に対応するとともに、複雑化多様化する地域の課題解決、また制度の狭間にいる方への支援の充実等を図っていかねばなりません。そのためには、これまで以上に関係部局が連携し、さまざまな視点から課題を捉え、地域や関係機関・団体等とのネットワークを強化し、より市民に近い行政となるよう地域福祉施策を推進します。

第2章

甲賀市の状況

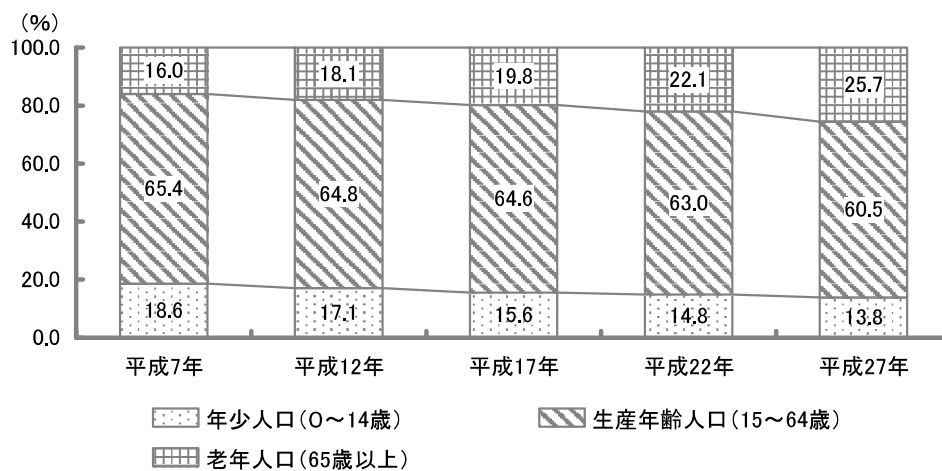
1 人口等の現状

(1) 人口・世帯等の状況 . . .

① 総人口・年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、平成7年以降、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、平成7年から平成27年の間で9.7ポイントと大きく増加しています。

年齢3区分別人口割合の推移

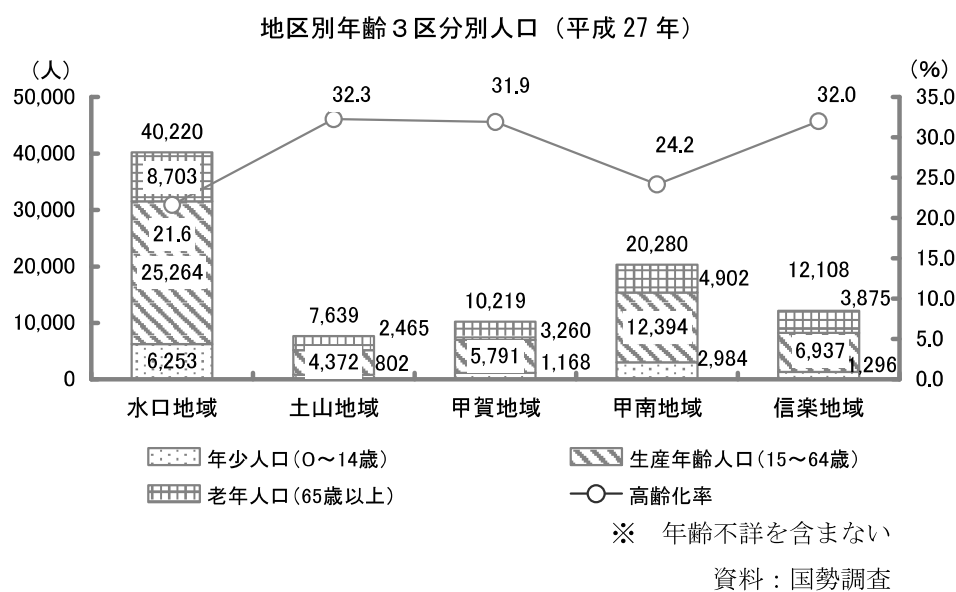


※ 年齢不詳を含まない

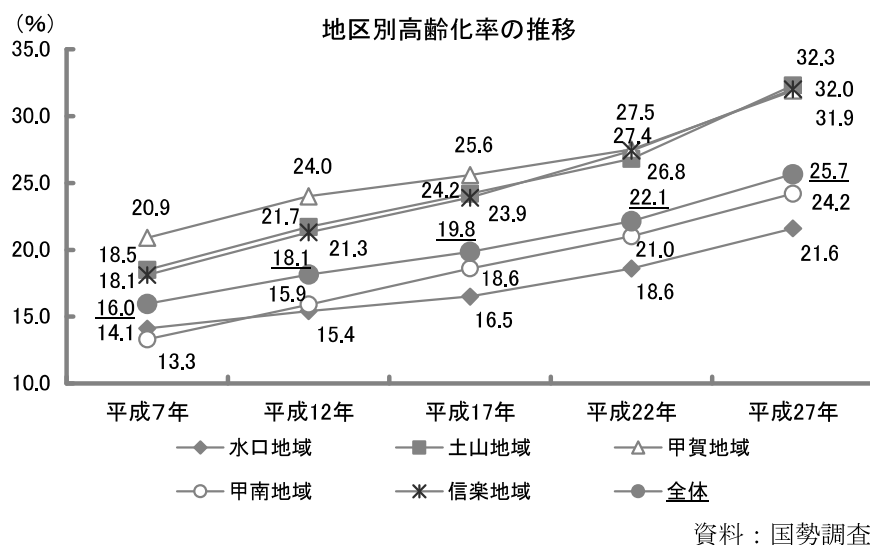
資料：国勢調査

② 地区別年齢3区分別人口

地区別年齢3区分別人口をみると、市全体の約45%を占めている水口地域の高齢化率が21.6%と低くなっています。一方、土山地域、甲賀地域、信楽地域の高齢化率が30%以上と高くなっています。

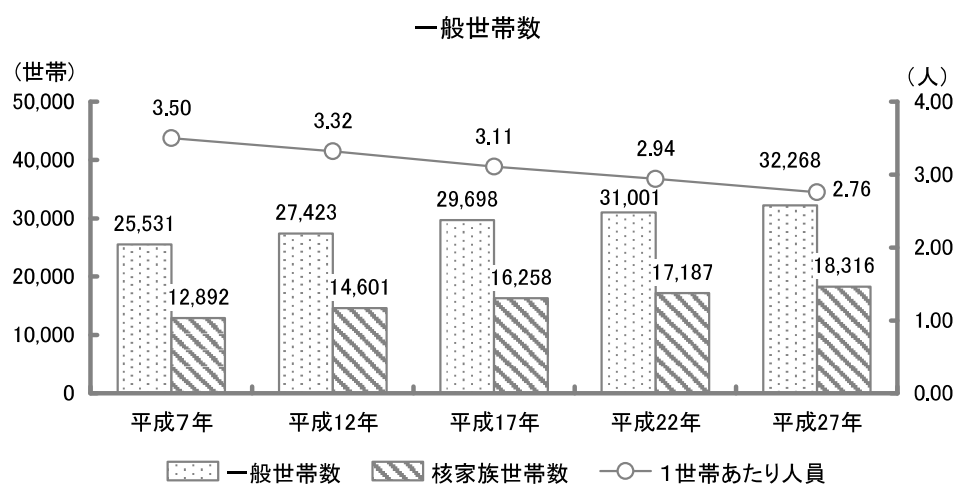


地区別の高齢化率の推移をみると、平成7年以降、全ての地域で増加しています。特に、信楽地域は、平成7年と比較して、平成27年で13.9ポイント増加しています。



③ 一般世帯数の推移

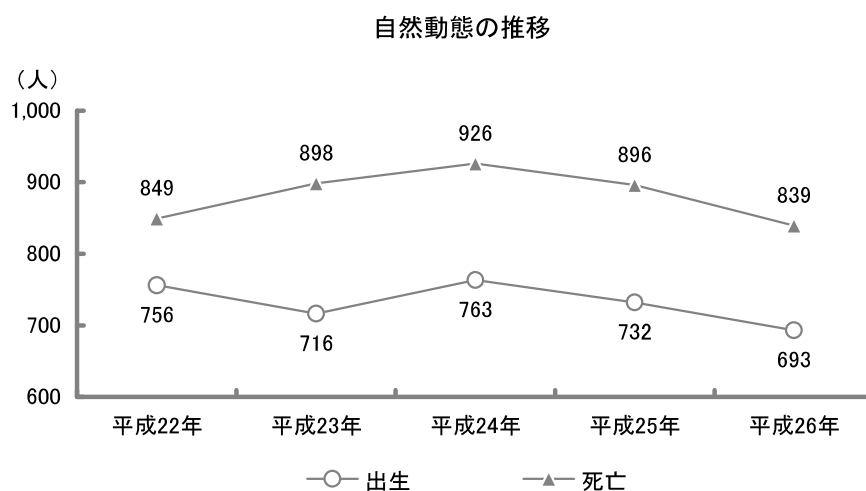
一般世帯数の推移をみると、平成7年以降増加しており、平成27年には32,268世帯と平成7年から約6,700世帯増加しています。また、核家族世帯数の推移をみても、平成7年以降増加しており、平成27年には18,316世帯と平成7年から約5,400世帯増加しています。その一方で、1世帯あたり人員は減少を続けています。



資料：国勢調査

④ 自然動態

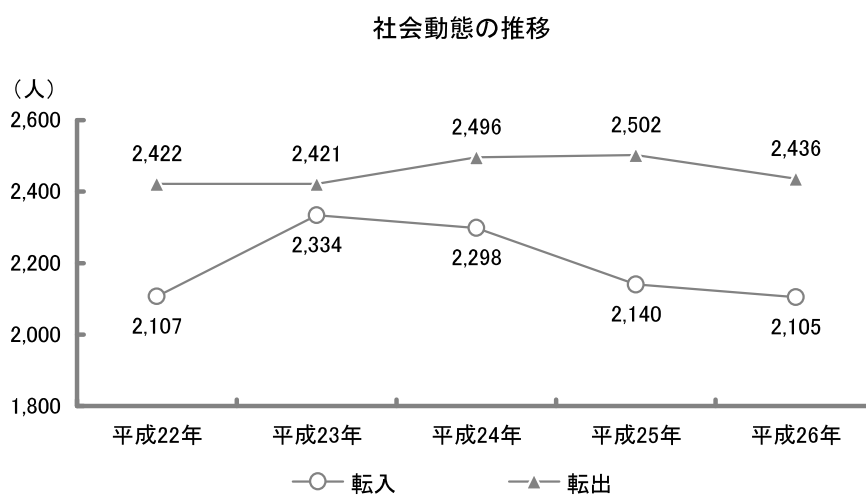
自然動態の推移をみると、平成 22 年以降は、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、平成 26 年には自然減が 146 人となっています。



資料：人口動態統計調査（各年）

⑤ 社会動態

社会動態の推移をみると、平成 22 年以降は、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いており、平成 26 年には社会減が 331 人となっています。

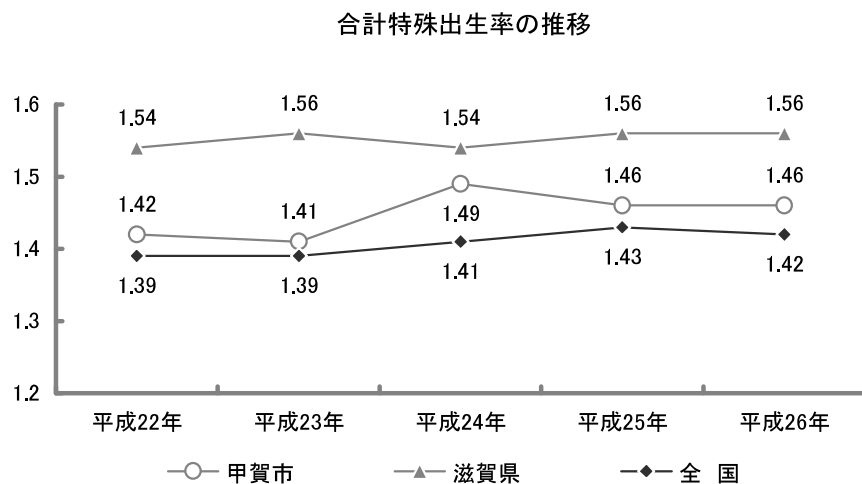


資料：住民基本台帳人口移動報告（各年）

(2) 子どもの状況 . . .

① 合計特殊出生率の推移

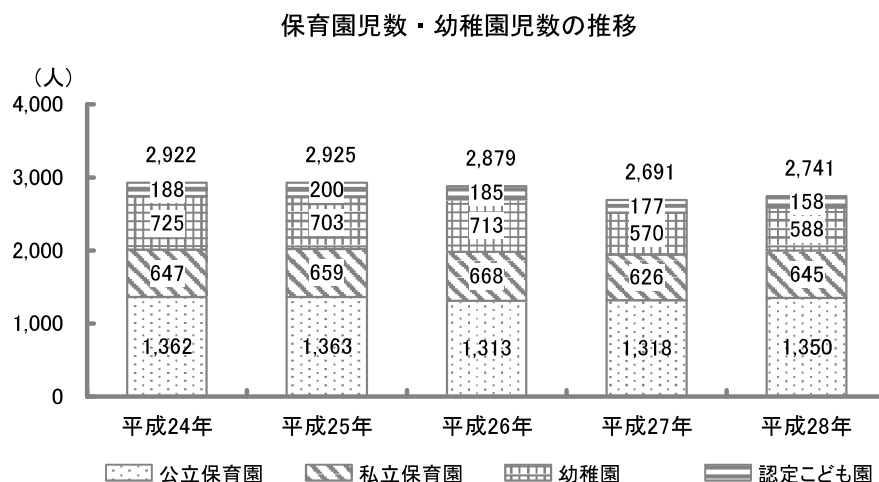
合計特殊出生率の推移をみると、甲賀市は全国より高い値となっていますが、滋賀県と比較すると低くなっています。平成 26 年では、1.46 と全国に比べて 0.04 ポイント高く、滋賀県と比べて 0.10 ポイント低くなっています。



資料：甲賀保健所（平成 26 年度事業年報）

② 保育園児数・幼稚園児数の推移

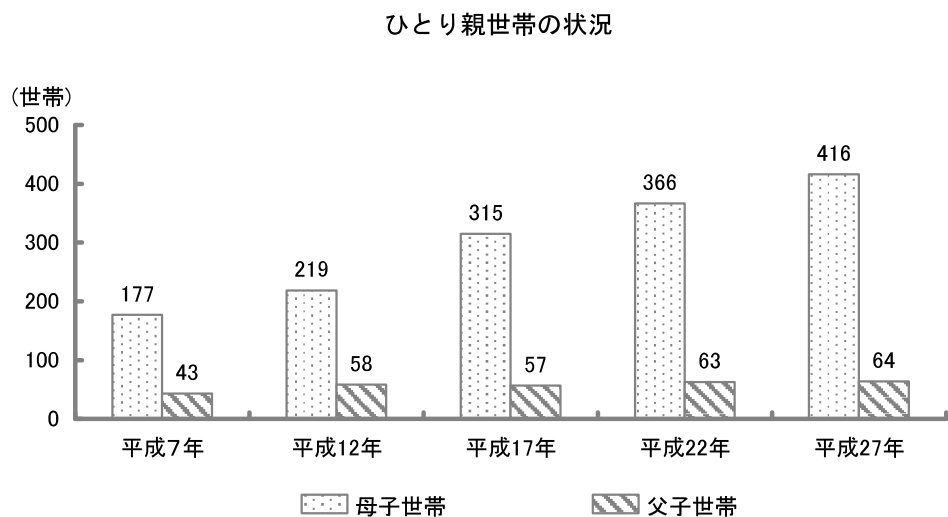
保育園児数・幼稚園児数をみると、平成 28 年は 2,741 人となっており、平成 24 年と比較し、181 人減少しています。特に、幼稚園児数が約 2 割の減少となっています。



資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

③ ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに増加しています。平成7年と比較すると、平成27年には母子世帯が約2.4倍となっています。

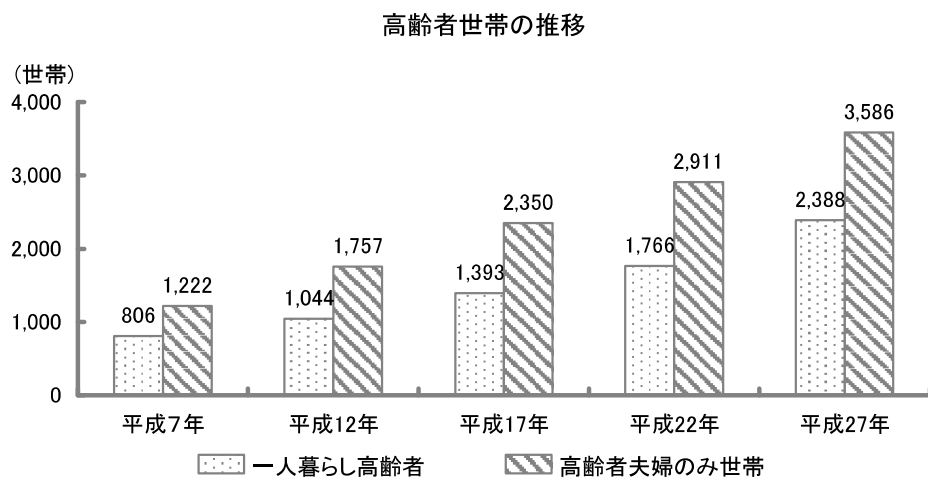


資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況 . . .

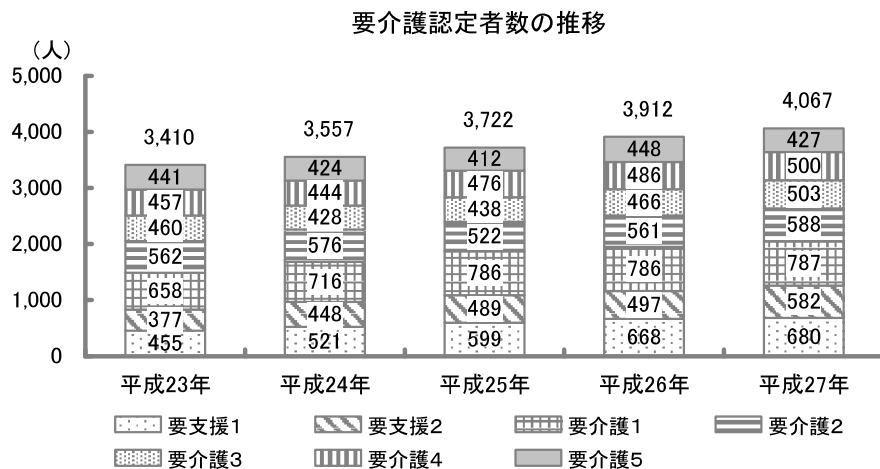
① 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の推移をみると、一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ世帯ともに増加しています。平成7年と比較すると、平成27年には一人暮らし高齢者数、高齢者夫婦のみ世帯数が約2.9倍となっています。



② 要介護認定者数の推移

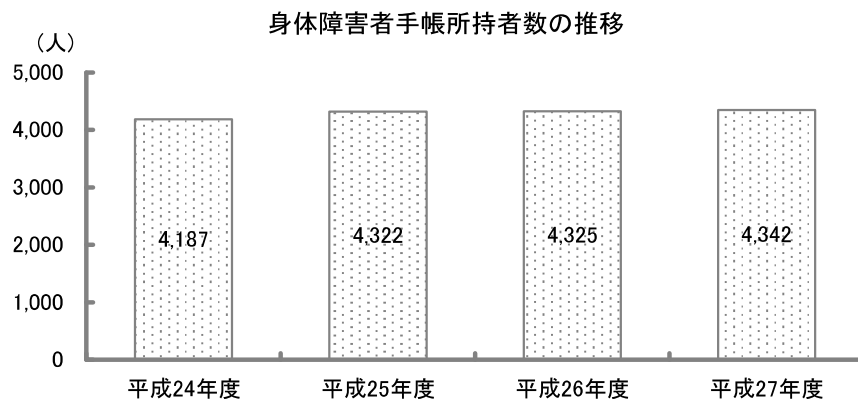
要介護認定者数の推移をみると、平成23年以降増加しており、平成27年で4,067人となっています。なかでも、要支援1、要支援2は急増しており、ともに平成23年と比較すると約200人以上増加しています。



(4) 障がい者の状況 ● ● ●

① 身体障害者手帳所持者数の推移

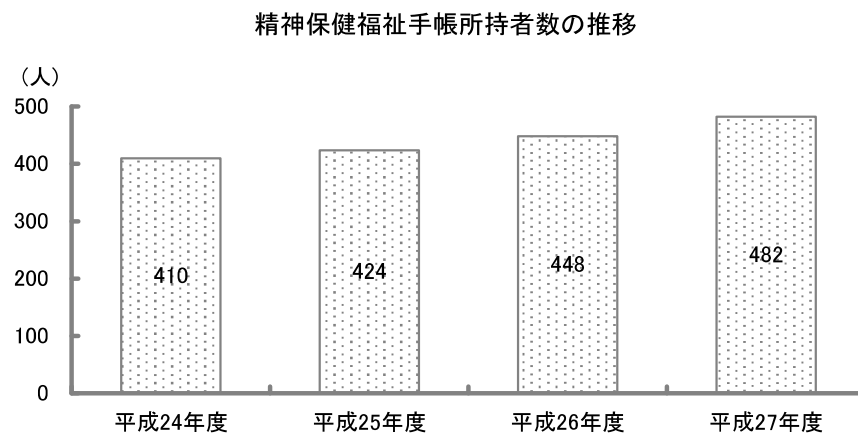
身体障害者手帳所持者数をみると、平成 27 年度で 4,342 人となっており、平成 24 年度と比較し、155 人増加しています。



資料：庁内資料（障がい福祉課）（各年度末現在）

② 精神保健福祉手帳所持者数の推移

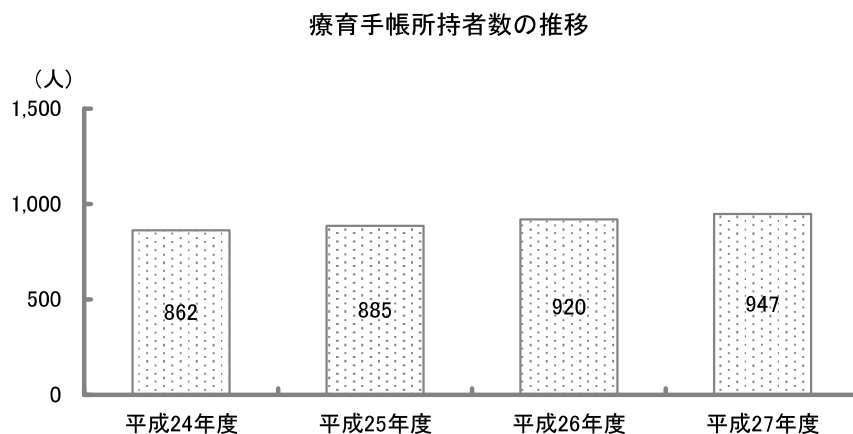
精神保健福祉手帳所持者数をみると、平成 27 年度で 482 人となっており、平成 24 年度と比較し、約 1.2 倍になっています。



資料：庁内資料（障がい福祉課）（各年度末現在）

③ 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数をみると、平成 27 年度で 947 人となっており、平成 24 年度と比較し、85 人増加しています。

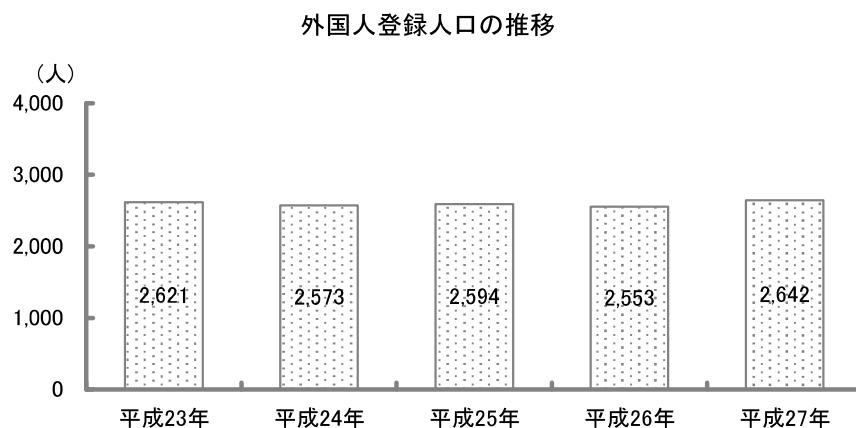


資料：庁内資料（障がい福祉課）（各年度末現在）

（５）外国人の状況 ● ● ●

① 外国人登録人口の推移

外国人登録人口をみると、平成 27 年で 2,642 人となっており、平成 26 年と比較すると 89 人増加しています。

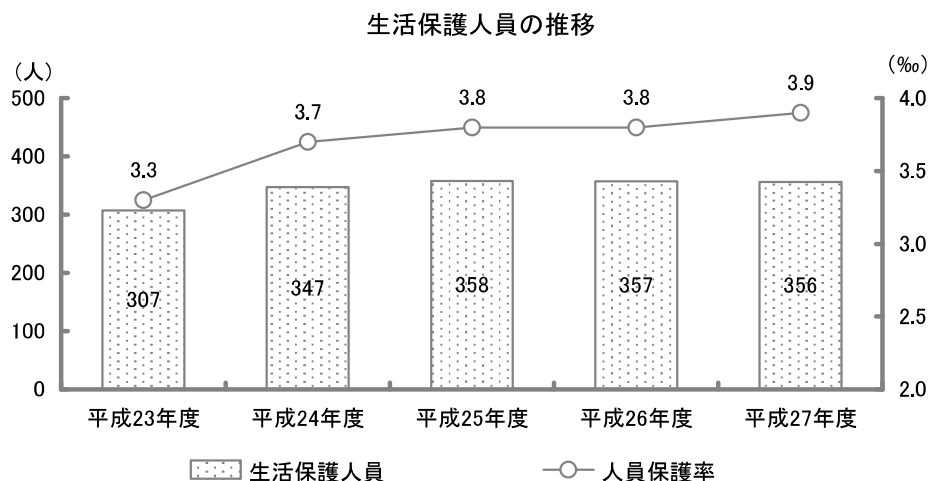


資料：庁内資料（市民課）（各年 12 月末現在）

(6) 生活保護の状況 . . .

① 生活保護人員の推移

生活保護人員をみると、平成 27 年度で 356 人、人員保護率*は 3.9‰となっており、平成 23 年度と比較し、0.6 ポイント増加しています。

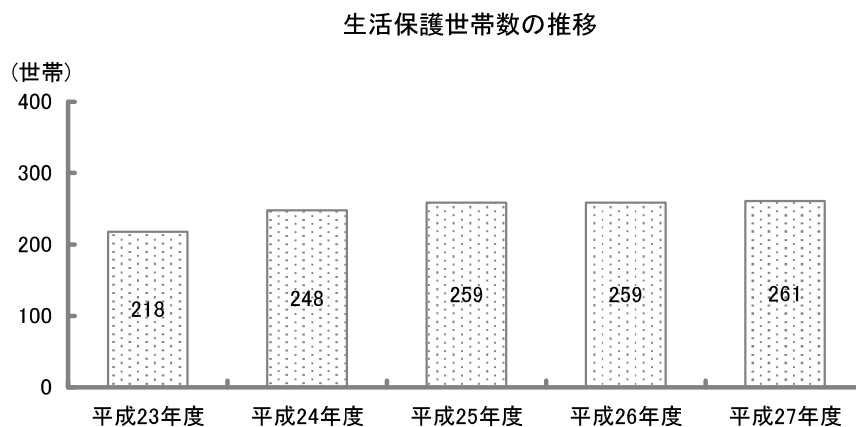


資料：庁内資料（生活支援課）（各年度平均）

*人員保護率…特定の範囲における人口から算出される、実際に生活保護を受けている割合のことをいい、千分率で表します。

② 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数をみると、平成 25 年度以降 260 世帯あたりを推移しており、平成 27 年度には 261 世帯となっています。

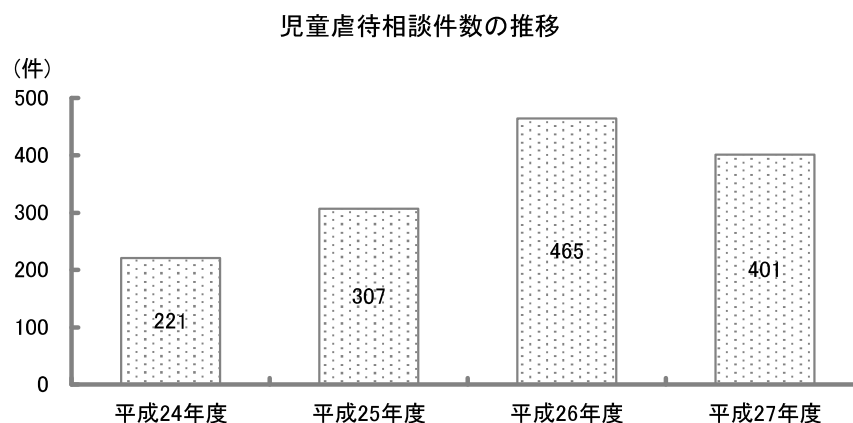


資料：庁内資料（生活支援課）（各年度平均）

(7) その他の支援の必要な人の状況 . . .

① 児童虐待相談件数の推移

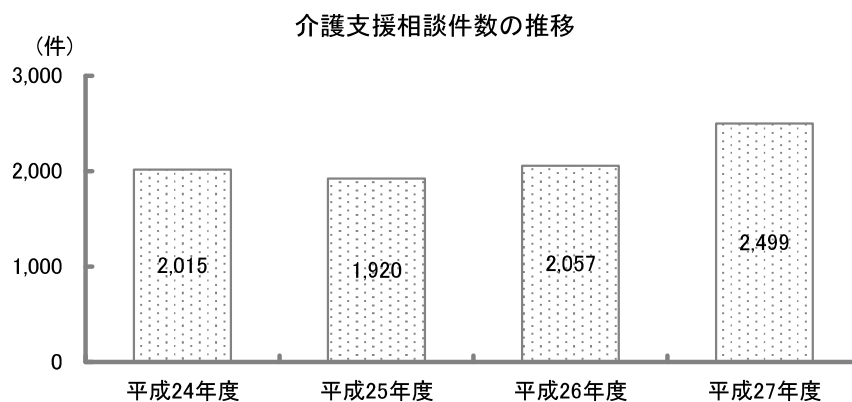
こども応援課家庭児童相談室で受けた児童虐待相談件数の推移をみると、平成 24 年度以降増加していましたが、平成 27 年度には 401 件となり、平成 26 年度に比べ 64 件減少しています。また、相談内容では、心理的虐待、身体的虐待、ネグレクトについての相談が多くなっています。



資料：庁内資料（こども応援課家庭児童相談室）（各年度末現在）

② 介護支援相談件数の推移

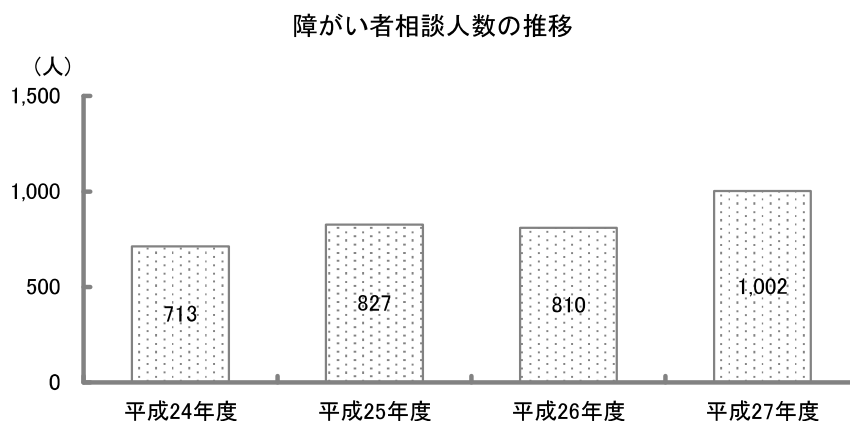
各地域包括支援センターで受けた介護支援相談件数の推移をみると、平成 25 年度以降増加しており、平成 27 年度には 2,499 件となっています。また、相談内容では、介護保険制度の利用、本人が入院中の家族又は病院から、認知症についての相談が多くなっています。



資料：庁内資料（長寿福祉課）（各年度末現在）

③ 障がい者相談人数の推移

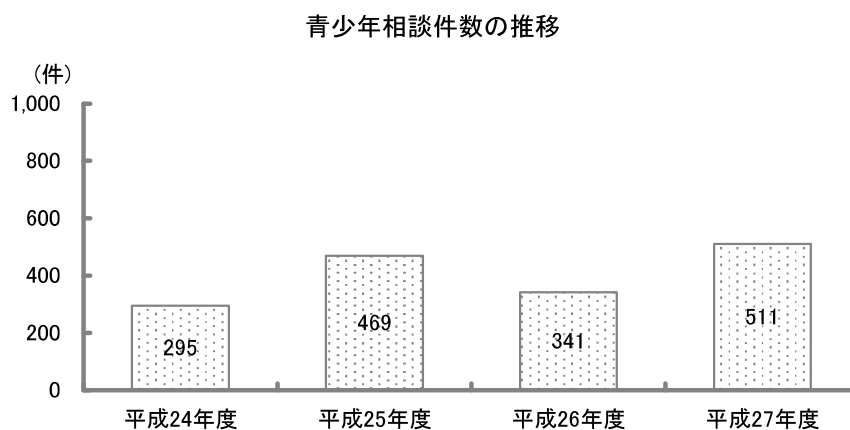
障がい福祉課および一般相談支援事業所(委託先4箇所)で受けた障がい者相談人数をみると、平成27年度には1,002人となっており、平成24年度と比較すると289人増加しています。また、相談内容では、福祉サービスの利用、健康・医療、家族関係・人間関係についての相談が多くなっています。



資料：庁内資料（障がい福祉課）（各年度末現在）

④ 青少年相談件数の推移

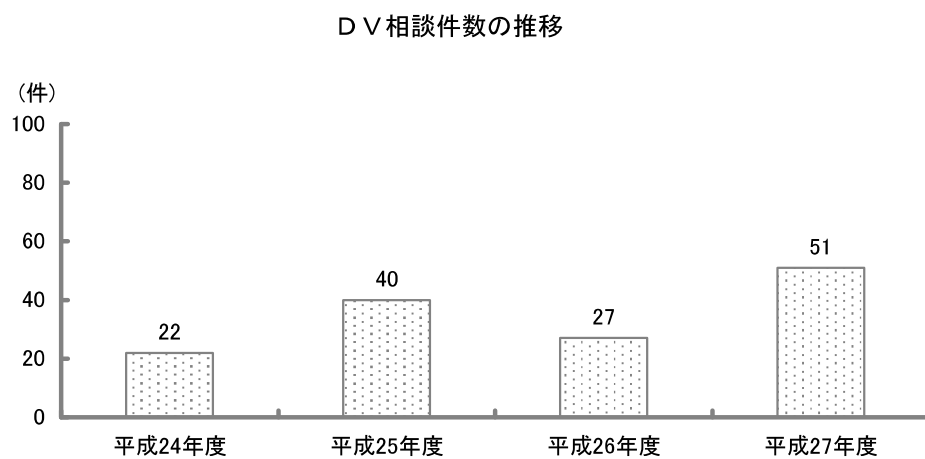
社会教育課少年センターで受けた青少年相談件数をみると、平成27年度には511件となっており、平成24年度と比較すると216件増加しています。また、相談内容では、就労、生活、就職についての相談が多くなっています。



資料：庁内資料（社会教育課）（各年度末現在）

⑤ DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数の推移

こども応援課家庭児童相談室で受けたDV相談件数をみると、平成24年度以降40件以下のものではあったのが、平成27年度には50件を超えています。また、相談内容では、暴力による緊急避難、経済面、別居・離婚についての相談が多くなっています。

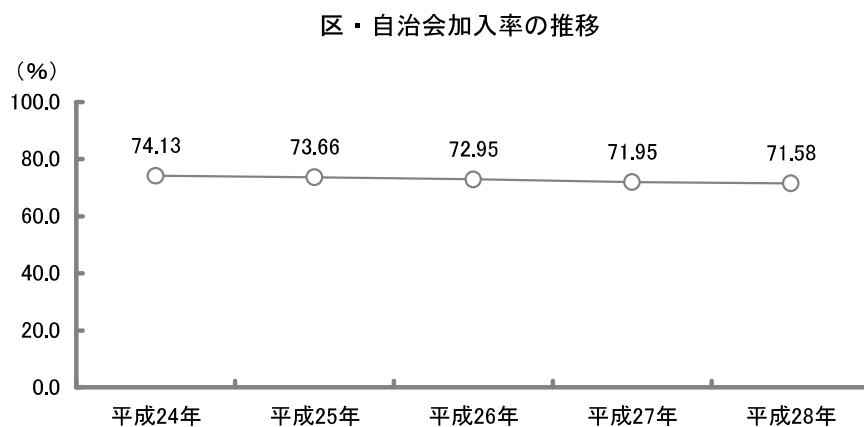


資料：庁内資料（こども応援課家庭児童相談室）（各年度末現在）

(8) 地域活動団体等の状況 . . .

① 区・自治会加入率の推移

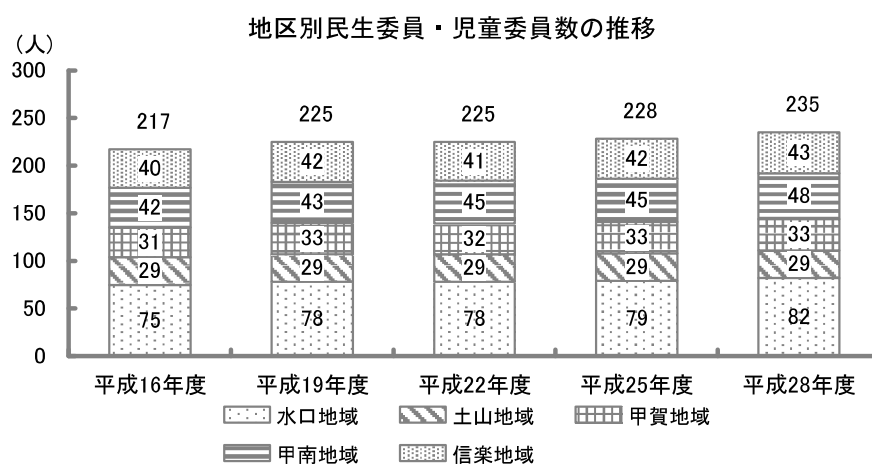
区・自治会加入率の推移をみると、平成 24 年以降低下傾向にあり、平成 28 年には 71.58%となっています。



資料：庁内資料（地域コミュニティ推進室）（各年 1 月 1 日現在）

② 地区別民生委員・児童委員数の推移

民生委員・児童委員数をみると、平成 16 年度以降増加傾向にあり、平成 28 年度には 235 人となっています。

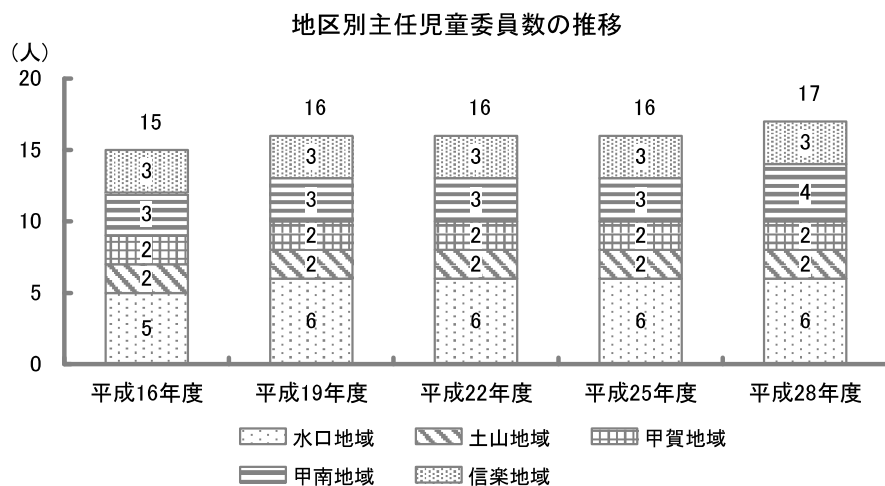


※ 民生委員・児童委員の任期は、3 年

資料：庁内資料（社会福祉課）（各年度末現在）

③ 地区別主任児童委員数の推移

主任児童委員数をみると、平成 16 年度以降増加傾向にあり、平成 28 年度には 17 人となっています。

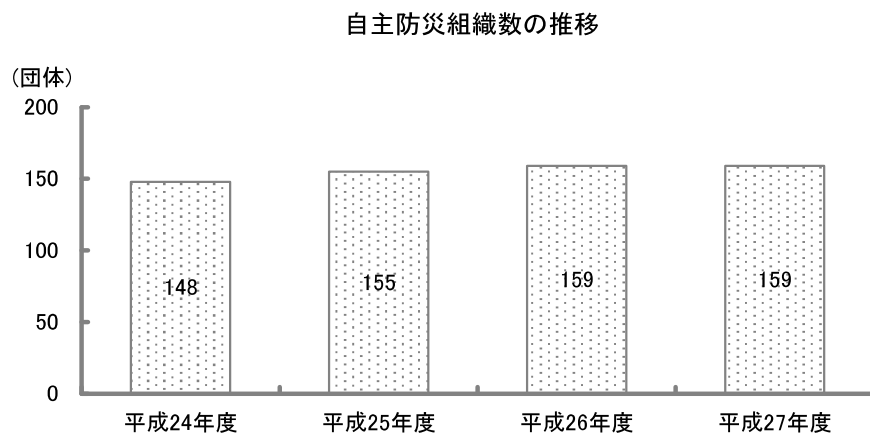


※ 主任児童委員の任期は、3年

資料：庁内資料（社会福祉課）（各年度末現在）

④ 自主防災組織数の推移

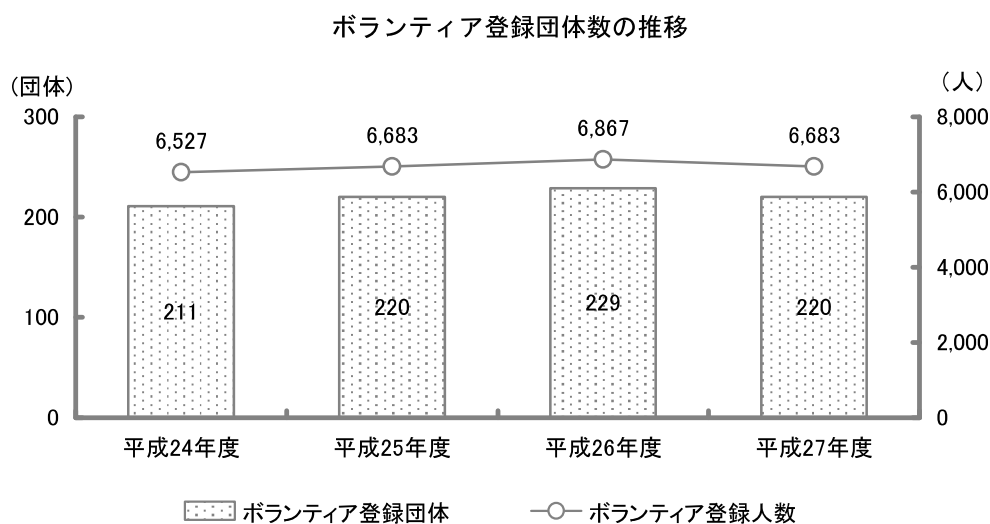
自主防災組織数をみると平成 27 年度には、159 団体となっており、平成 24 年度と比較すると 11 団体増加しています。



資料：庁内資料（危機管理課）（各年度末現在）

⑤ ボランティア登録団体数の推移

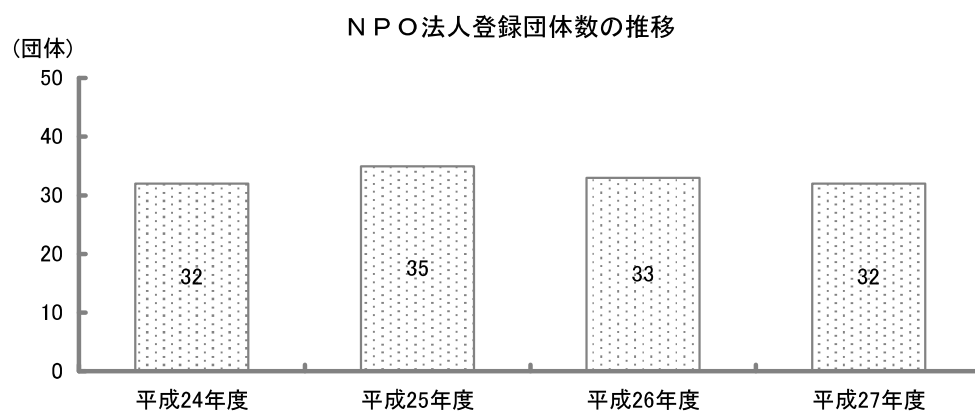
市民活動・ボランティアセンターへのボランティア登録団体をみると、平成 24 年度以降 220 団体前後を推移しており、平成 27 年度にはボランティア登録団体が 220 団体、ボランティア登録人数が 6,683 人となっています。



資料：市民活動・ボランティアセンター（各年度末現在）

⑥ NPO法人登録団体数の推移

NPO法人登録団体数をみると、平成 25 年度以降減少傾向にあり、平成 27 年度には 32 団体となっています。



資料：滋賀県 県民活動生活課（各年度末現在）

2 アンケート調査からみえる現状

(1) 調査の目的 . . .

この調査は、地域福祉計画を策定するための基礎資料を得ることを目的として、市内にお住まいの20歳以上の人を対象に実施しました。調査内容は、地域活動の状況、地域の課題、地域福祉活動推進のために必要なこと、社会福祉協議会の活動などについてです。

(2) 調査の方法 . . .

調査対象者	市内にお住まいの20歳以上の人
抽出方法	無作為抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査基準日	平成27年10月1日
調査期間	平成27年10月22日～平成27年11月13日

(3) 回収結果 . . .

配布数	有効回答数	有効回答率
3,000通	1,367件	45.6%

(4) 図表の見方

- ① 回答の比率は、その設問の回答数を基数（N）として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると 100%を超えます。
- ② 回答率（%）は、小数点第 2 位以下を四捨五入しました。したがって、単数回答の場合であっても比率の合計が 100%にならない場合があります。
- ③ 有効回答とした中には、年齢、性別、居住地等の不詳があります。したがって、全体の回答数と属性別の回答数の合計が一致しない場合があります。
- ④ 調査項目によっては、過去に行った調査と比較分析を行いました。

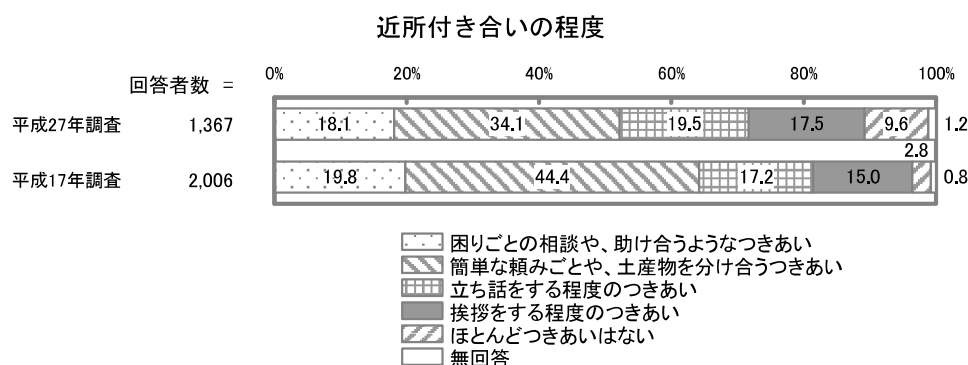
「平成 17 年」とあるのは平成 17 年 12 月に実施した「甲賀市民の暮らしと地域福祉に関する意識調査」

「平成 27 年」とあるのは今回の調査を示します。

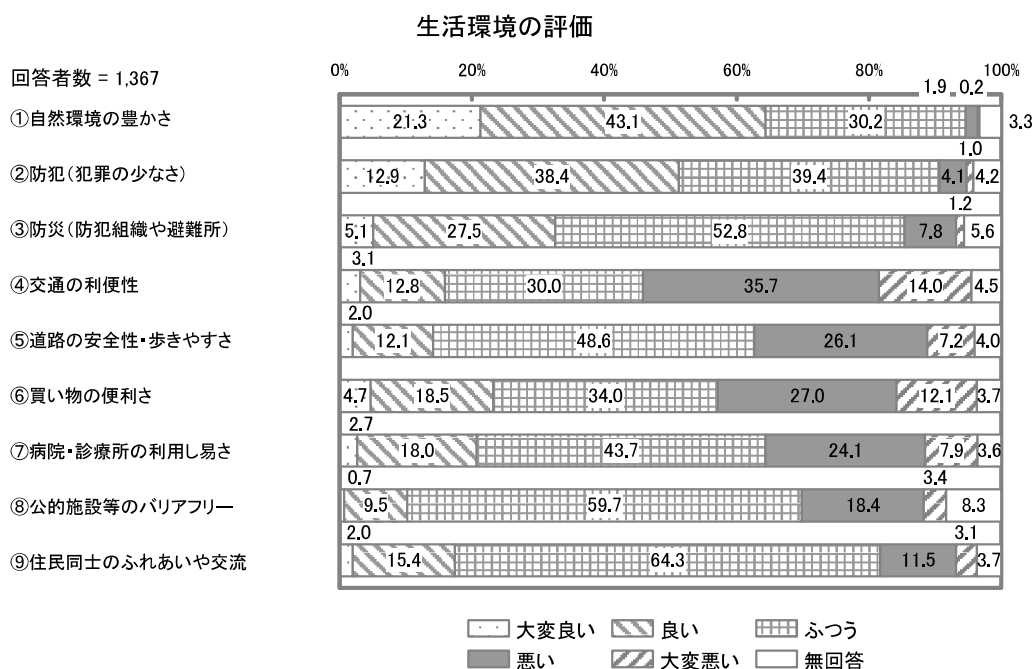
- ⑤ 図表中に用いた地域と小学校区との関係は次のとおりです。

地 域	小 学 校 区
水口地域	伴谷／伴谷東／柏木／水口／綾野／貴生川
土山地域	大野／土山／山内／鮎河
甲賀地域	大原／油日／佐山
甲南地域	甲南第一／甲南第二／甲南第三／甲南中部／希望ヶ丘
信楽地域	信楽／雲井／小原／朝宮／多羅尾

「あなたは、ご近所で最も親しくしている人と、日頃どの程度のつきあいをされていますか」という設問に対しては、「簡単な頼みごとや、土産物を分け合うつきあい」が34.1%と最も高くなっています。これに「困りごとの相談や、助け合うようなつきあい」を加えたものを＜親密なつきあい＞とすると、52.2%となります。「ほとんどつきあいはない」は9.6%です。平成17年調査と比べると、＜親密なつきあい＞は12.0ポイント低くなり、「ほとんどつきあいはない」が6.8ポイント高くなっています。

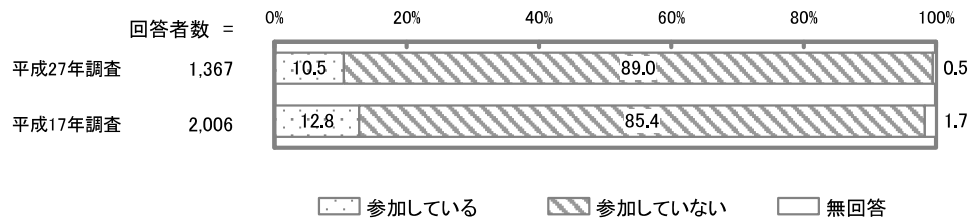


「あなたは、お住まいの小学校区の生活環境をどのようにお考えですか」という設問に対しては、「大変良い」と「良い」を合計した“良い”は、①自然環境の豊かさが64.4%と最も高く、②防犯（犯罪の少なさ）も50.0%を上回っています。一方、「悪い」と「大変悪い」を合計した“悪い”は、④交通の利便性が49.7%と最も高く、次いで⑥買い物の便利さ（39.1%）、⑤道路の安全性・歩きやすさ（33.3%）、⑦病院・診療所の利用し易さ（32.0%）、などの順となっています。



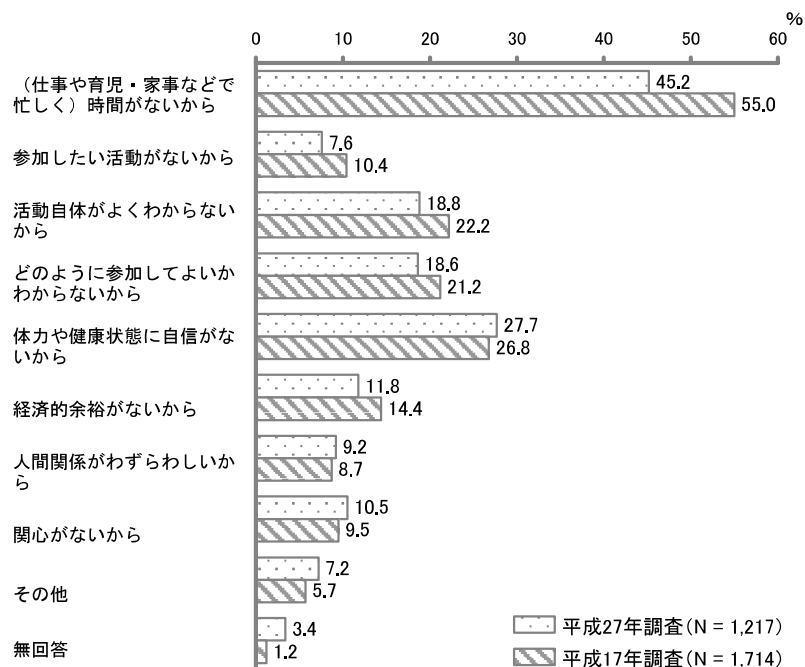
「あなたは現在、ボランティア活動に参加していますか」という設問に対しては、「参加している」は10.5%となっており、平成17年調査に比べると2.3ポイント低下しています。

ボランティア活動の参加状況



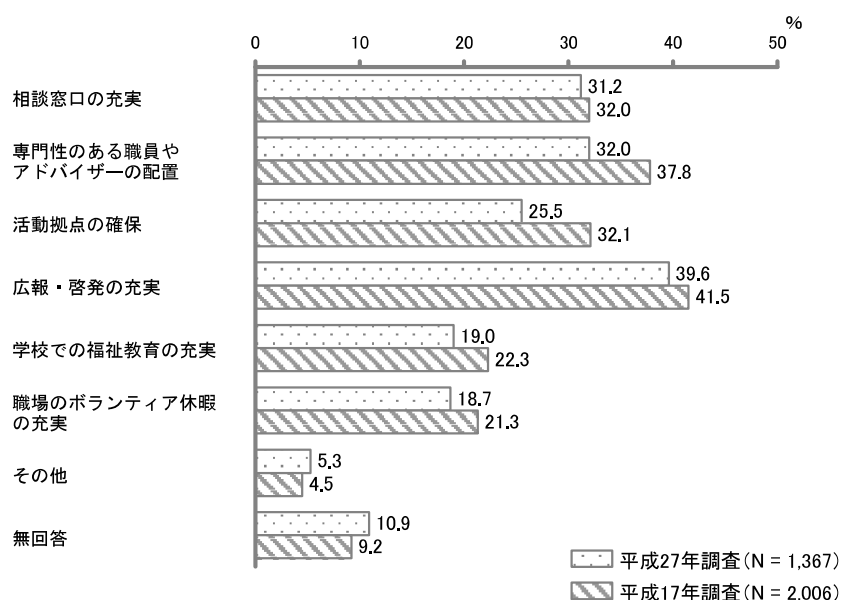
「あなたが、ボランティア活動に参加していない理由は何ですか」という設問に対しては、「(仕事や育児・家事などで忙しく) 時間がないから」が45.2%と最も高くなっています。「体力や健康状態に自信がないから」も20%以上の比較的高い割合となっています。平成17年調査とほぼ同様の傾向となっています。

ボランティア活動の不参加理由



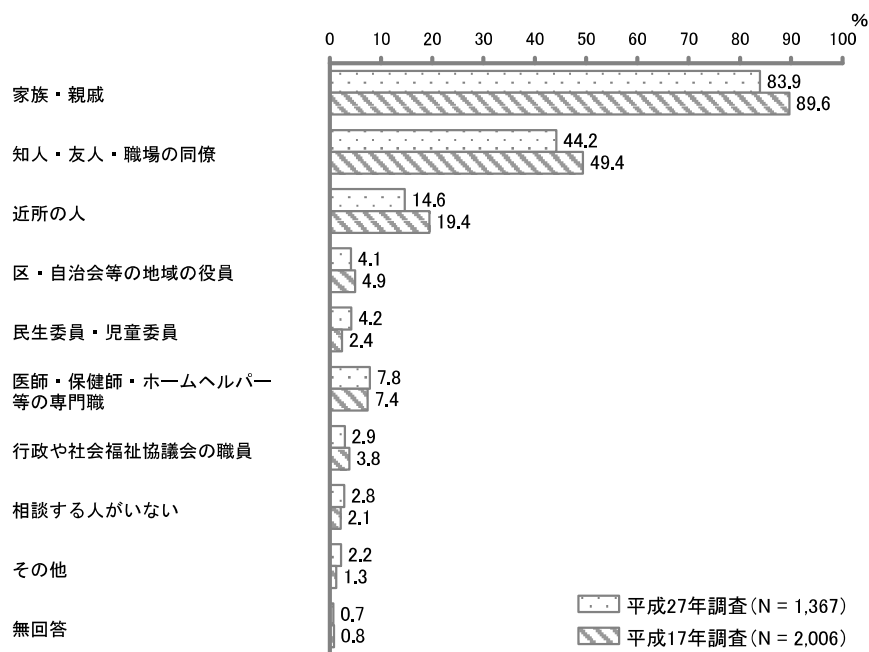
「今後、ボランティア活動をさらに発展させるために、どのような基盤整備や活動が必要だと思いますか」という設問に対しては、「広報・啓発の充実」が39.6%と最も高く、「専門性のある職員やアドバイザーの配置」「相談窓口の充実」も30%以上の比較的高い割合です。平成17年調査と比べると、同様の傾向にありますが、割合は全般的に低くなっています。特に「活動拠点の確保」「専門性のある職員やアドバイザーの配置」は5ポイント以上低下しています。

ボランティア活動を活発化させるために必要なこと



「あなたが日頃、生活の困りごとについて相談する相手はどなたですか」という設問に対しては、「家族・親戚」が 83.9%と最も高く、「知人・友人・職場の同僚」も 40%台の比較的高い割合です。「相談する人がいない」は 2.8%と低いものの、人数としては 38 人あります。平成 17 年調査と比べると、ほぼ同様の傾向となっていますが、全般的に平成 27 年の割合が低くなっています。高くなっているのは「民生委員・児童委員」「医師・保健師・ホームヘルパー等の専門職」などです。

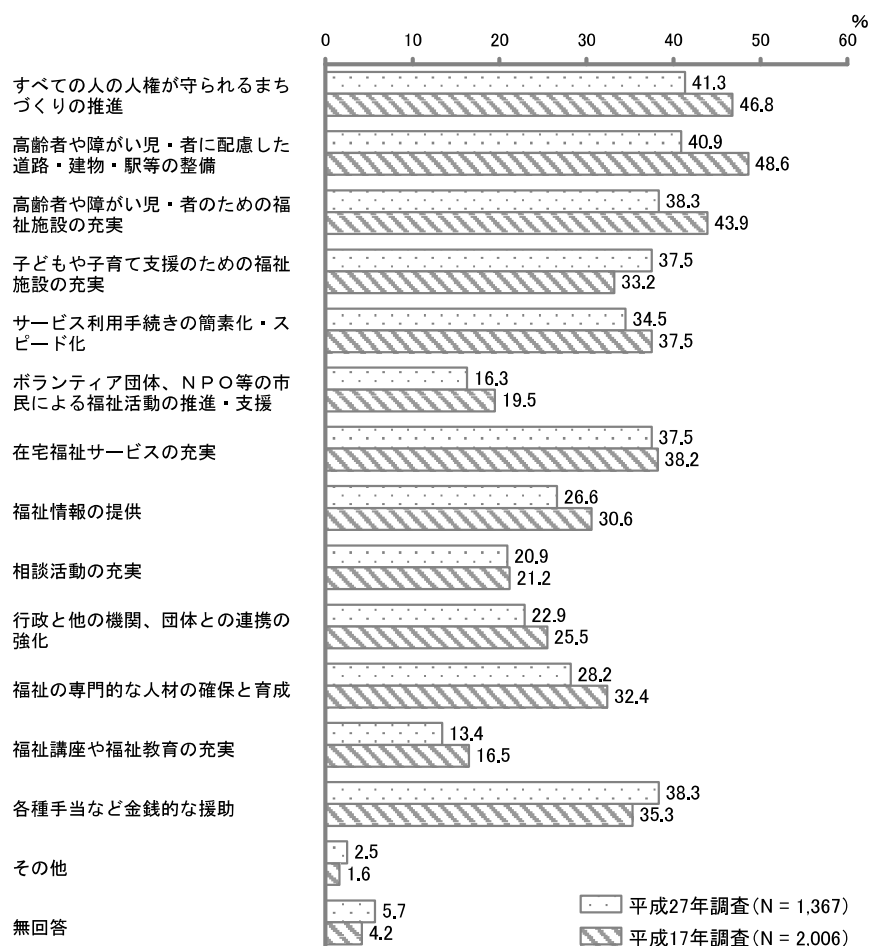
生活の困りごとについて相談する相手



「今後、甲賀市が重点を置くべき福祉施策は何だと思いますか」という設問に対しては、「すべての人の人権が守られるまちづくりの推進」「高齢者や障がい児・者に配慮した道路・建物・駅等の整備」の2項目が40%以上となっています。また、「高齢者や障がい児・者のための福祉施設の充実」「各種手当など金銭的な援助」「子どもや子育て支援のための福祉施設の充実」「在宅福祉サービスの充実」も37～38%台で上位2項目と大きな開きはありません。

平成17年調査と比べると、全般的に割合が下がっています。高くなったのは「子どもや子育て支援のための福祉施設の充実」「各種手当など金銭的な援助」だけです。

重点をおくべき市の施策

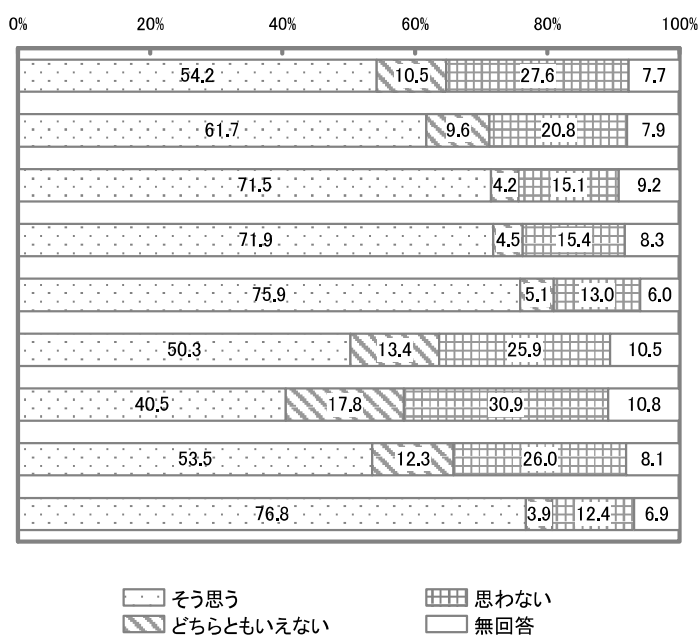


「あなたのお住まいの身近な地域で、次の課題について、日頃から何とかしなければ
ならないと思っていますか」という設問の、高齢者に対する課題に対しては、「⑨災害
時の一人ぐらしの高齢者の避難支援」「⑤老人ホームや高齢者が安心して気軽に利用で
きる施設」「③寝たきりや認知症などの高齢者のいる世帯の介護負担」「④介護に必要な
経費」の項目において「そう思う」の割合が高くなっています。

高齢者に対する課題

回答者数 = 1,367

- ① 高齢者の健康づくりや生きがい
づくりの取り組み
- ② 高齢者の孤立化や生活不安、
閉じこもり
- ③ 寝たきりや認知症などの高齢者
のいる世帯の介護負担
- ④ 介護に必要な費用
- ⑤ 老人ホームや高齢者が安心して
気軽に利用できる施設
- ⑥ 高齢者虐待や介護放棄
- ⑦ 高齢者の就労
- ⑧ 高齢者のつどいや憩いの場
- ⑨ 災害時の一人ぐらしの高齢者の
避難支援



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化の進行、ひとり暮らし世帯や核家族世帯の増加など社会構造の変化とともに、地域のつながりは希薄化しており、社会からの孤立が、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題を顕著化させています。

そうした中、誰もが人を大切にし、お互いを認め合い、そして見守り、支え合うことで、安全で安心な地域を築き、健康でいきいきした暮らしを送ることができます。このようなまちづくりを進めるためには、行政だけでなく、関係団体、事業者、市民がともに連携し、活動していく必要があります。

地域福祉を進めるためには、人がつながり、地域がつながり、そして社会とつながることによって、誰にでも温かい手が差し伸べられるしくみをつくっていくことが大切です。甲賀市では、こうしたしくみを広げていくことで、市民一人ひとりが幸せを感じることができる暮らしを実現し、またそのような暮らしを次世代へ受け継いでいくまちを目指すため、新しい地域福祉計画の基本理念を『人々がつながり 暮らしの中で感じる幸せを未来へつなぐまち あい甲賀』と定め、計画を推進します。

基 本 理 念

**人々がつながり 暮らしの中で感じる幸せを
未来へつなぐまち あい甲賀**

2 重点課題

市民アンケート調査等による本市の現状および今後顕著化することが考えられる人口減少・少子超高齢社会の到来、家庭や地域機能の脆弱化等といった社会問題から、以下を重点課題と位置づけます。

(1) 持続可能な地域福祉システムの構築 ● ● ●

親密な近所づきあいができていない人や時間に追われている人が増加しており、それに伴い地域の活動やボランティアへの参加が困難となり、活動を支える担い手が不足するといった問題が顕著化しています。このことから、地域コミュニティの再生や地域の社会資源がつながりを持って課題を共有し、解決ができる、持続可能な地域福祉システムの構築・推進が必要です。

(2) 地域の力で支援する地域包括ケアシステムの構築 ● ● ●

高齢化が進み、要介護認定者や認知症高齢者が増加する中、医療・介護分野の改革に対応し、全ての高齢者や要支援者が“住み慣れた地域”で医療や介護、生活支援サポート等の福祉サービスを受けられるよう、関係機関が連携し地域で支援する地域包括ケアシステムの構築・推進が必要です。

(3) 複雑化多様化する問題への総合的な相談支援体制 ● ● ●

市等の相談窓口での相談件数は増えています。しかしながら、ひとり暮らしの人や男性を中心として相談相手がいない人もおり、ひきこもりなど社会的孤立といった問題を抱える人がいます。このことから、相談窓口の広報、周知等をさらに行うなど、誰もが相談しやすい仕組みづくりの推進や制度の狭間にいる方への支援が必要です。

（４）地域全体で取り組む子育て支援の充実 ● ● ●

子育てに不安を感じている人が増えてきており、ひとり親家庭への周囲の理解不足等も課題となっています。このことから、さまざまな子育てニーズに対応する相談窓口や支援の充実、理解促進に向けた広報、啓発等、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援体制づくりを進め、このまちで子どもを産み、子育てをする楽しさが実感できる環境整備が必要です。

（５）災害時における避難行動要支援者への支援 ● ● ●

市民や地域の中で防災への取組、関心が高まる一方で、災害時のひとり暮らしの高齢者の避難支援についての配慮を求める声も強まっています。このことから、市民に対する防災への意識向上を継続するとともに、地域における自主防災組織の活動促進や避難行動要支援者同意者名簿の活用を推進する等、多発する自然災害に備えた避難行動要支援者への支援の更なる取組の強化が必要です。

（６）誰もが外出しやすい環境の整備 ● ● ●

高齢者や障がいのある人等に配慮したまちづくりや買い物、医療機関等の利用に伴う交通の利便性を向上することが課題となっています。このことから、誰もが利用しやすい施設等の環境整備を推進することやコミュニティバス等の公共交通機関の運行が利用者のニーズに合うよう見直すこと等によって、外出しやすさ、利用しやすさをより向上させることが必要です。

3 課題解決に向けた基本方針

甲賀市らしさを活かした地域福祉を実現するため、次の4つの基本方針を定め、さまざまな取組を進めます。

基本方針1 地域で支えるしくみづくり [しくみ]

地域の強みを活かし、見守りや支え合いのしくみを強化することで、支援を必要とする人を早期に発見します。

多世代、団体間の交流を通じて、地域のつながりの輪を広げるとともに、連携を図ることで地域課題を共有し、取組の拡大につなげるなど、誰もが住み慣れた地域で安心な暮らしができるしくみづくりを推進します。

基本方針2 地域福祉を支える人づくり [ひと]

地域福祉活動を推進するため、ボランティアの育成や活動する場を支援するとともに、次代を担う子どもへの福祉教育の充実を図り、地域福祉の担い手やリーダーを育成します。また、福祉、保健等の専門的な人材の育成・支援を充実することにより、地域福祉を支える人づくりに取り組みます。

基本方針3 適切な支援へつなげる体制づくり [ネットワーク]

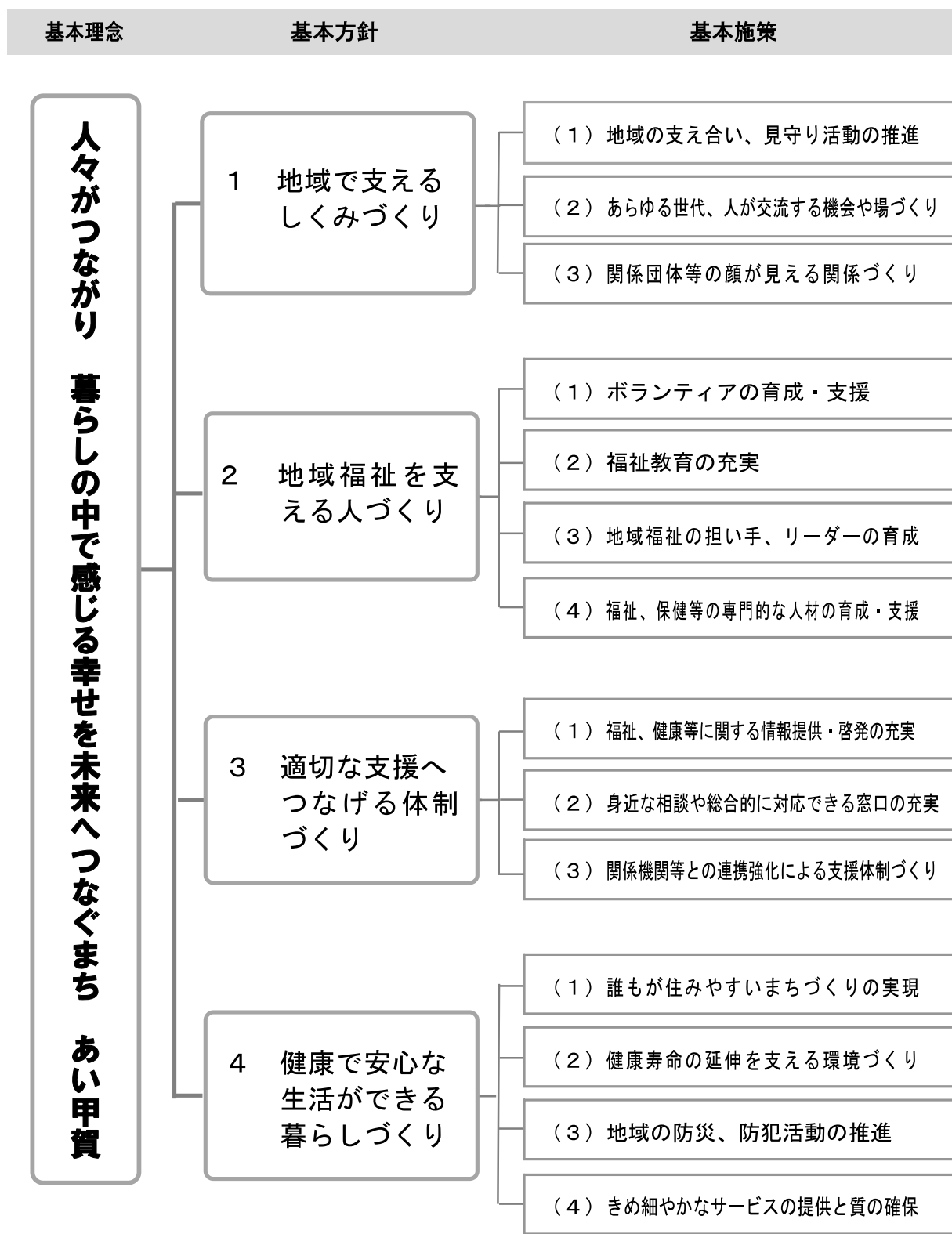
誰もが福祉、健康等に必要な情報が得られるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や複雑化多様化する問題に対応する総合的な相談窓口の充実を図り、適切な支援につなげます。

また、生活困窮者やひきこもり等、制度の狭間にいる方に対し必要な支援ができるよう、関係機関等の支援ネットワークづくりを強化します。

基本方針4 健康で安心な生活ができる暮らしづくり [くらし]

高齢者や障がいのある人等の社会参加を促すことで生きがいややりがいを見出し、いつまでもいきいきとした生活ができるよう支援します。また、地域の防災・防犯体制の強化や移動支援の充実を図ることにより、地域の中で子どもからお年寄りまで健康で安心できる暮らしづくりを推進します。

4 計画の体系



第4章

施策の展開

基本方針1 地域で支えるしくみづくり

[しくみ]

(1) 地域の支え合い、見守り活動の推進 . . .

地域の特性や強みを活かし、事業者や関係団体等と連携を図りながら、地域での支え合いや見守り活動のしくみづくりを進めます。

地域のセーフティネットとなる見守り体制を強化することで、支援を必要とする人を早期発見するとともに、日常生活に必要な各種サービス提供が利用できるよう関係機関等へつなげます。

市民の取組

- 地域の中であいさつや声かけをしましょう。
- 気になることがあれば、地域の中で活動している方に相談しましょう。

地域・団体等の取組

- 見守り活動等は、役割を分担しましょう。
- 見守り等が必要な方のことを共有しましょう。
- 民生委員・児童委員の活動・取組を推進しましょう。

行政の取組

取 組	内 容	担当課
介護者への支援の充実	高齢者や障がいのある人等を介護している家族が安心して地域で暮らしていけるよう福祉サービス等の充実を図ります。	障がい福祉課 長寿福祉課
認知症対策等への支援	認知症の人やその家族を支援するため、地域における見守り体制の構築を図ります。	長寿福祉課

取 組	内 容	担当課
子育て世代に対する見守りの推進	乳児のいる家庭へ訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境を把握し、子育てする人の孤立化を防ぎ、不安感の軽減を図ります。	こども応援課
地域コミュニティ組織の自立化推進	誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう移動、買い物等といった地域課題を解決し、地域が日常生活を維持できるよう自立のしくみを構築します。	政策推進課 地域コミュニティ推進室

(2) あらゆる世代、人が交流する機会や場づくり・・・

あらゆる世代の人々が交流する機会や場所を設けることにより、地域のつながりを深めます。

また、交流することで互いの関係を広げ深めることにより、地域や個人の課題や悩みごと等に気づき、早期の解決につなげます。

市民の取組

- 地域での仲間づくりやあらゆる交流の場に興味を持ちましょう。
- 隣近所で声をかけあうなど、地域の行事等に参加しやすい雰囲気を作りましょう。

地域・団体等の取組

- 交流の場に空き家等を活用する等、特色ある地域づくりに取り組みましょう。
- 地域活動や行事等の開催にあたっては、関係団体、事業者等に呼びかけましょう。

行政の取組

取 組	内 容	担当課
あらゆる世代、人の交流を促進	あらゆる世代や人が交流する機会や場として、公共施設、空き家等を活用することで、お互いの理解を深め、人や団体等との輪を広げ、つながりを深めます。	地域コミュニティ推進室 人権推進課 障がい福祉課 長寿福祉課 住宅建築課 こども応援課 社会教育課

取 組	内 容	担当課
地域の課題解決の推進	地域の中における課題に気づき、共有し、話し合いができるよう支援し、早期の解決につなげます。	地域コミュニティ推進室

(3) 関係団体等の顔が見える関係づくり ●●●

地域の中で活動している団体、ボランティア等が地域の課題や実情を共有できるしくみづくりを進めることで、地域の課題が広い視点で捉えられ、有効な取組の拡大を図ることができます。

市民の取組

- 地域の中で活動されている団体等を知りましょう。
- 地域の中で活動されている人たちと顔見知りになりましょう。

地域・団体等の取組

- 地域の課題等について、さまざまな団体と共有できる場を作りましょう。
- 課題解決に向けた有効な取組や活動について、地域の中で紹介しましょう。

行政の取組

取 組	内 容	担当課
地域における連携・協働への支援	地域福祉を進める基盤となる区・自治会や自治振興会を支援することにより、地域の関係団体等との連携・協働を推進します。	地域コミュニティ推進室
地域による生活支援サービス提供の体制整備	誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市、関係機関・団体等と連携し、生活支援サービス提供の体制整備を推進します。	障がい福祉課 長寿福祉課
関係機関・団体等との交流事業の支援	市とともに関係機関・団体等が実施する交流事業を支援することにより、つながりを広げ有効な取組の拡大や情報の共有を図ります。	地域コミュニティ推進室 人権推進課 障がい福祉課 長寿福祉課

基本方針２ 地域福祉を支える人づくり

[ひと]

(１) ボランティアの育成・支援・・・

地域福祉を推進するため、それぞれの団体、ボランティア等が強みを活かした活動ができる場づくりを支援します。また、より効果的な活動へとつなげていくため、ニーズを的確に捉え、コーディネートする機能の強化やボランティアの育成を進めるため、研修会や講習等を行い、活動の活性化につながる支援をします。

市民の取組

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、活動に参加しましょう。
- ボランティアについて学ぶ機会を増やしましょう。

地域・団体等の取組

- 団体やボランティア等と地域の活動が連携・共有できる場を作りましょう。
- 地域の中で活動するボランティアグループ等の情報を発信しましょう。
- ボランティアセンターを活用し、地域とのネットワーク構築を進めましょう。

行政の取組

取 組	内 容	担当課
市民活動及びボランティア活動の促進	市民の自主的かつ主体的な公益活動への参加を促し、地域や関係団体等を支援することにより、協働のまちづくりを推進します。	地域コミュニティ推進室 社会福祉課

(２) 福祉教育の充実・・・

福祉への理解と関心を高め、次代を担う福祉人材の確保を図るため、就学時からの福祉教育の充実、地域でのさまざまな活動への参加を進めます。

また、子どものみならず、あらゆる世代がともに地域福祉への関心を高めるため、学ぶことができる機会やイベントを行う等、地域福祉を実践する力を育む生涯学習の場づくりを進めます。

市民の取組

- 地域福祉について学ぶ機会を増やしましょう。

地域・団体等の取組

- 地域福祉について話し合える場を作りましょう。
- 地域の中であらゆる人、世代が交流する場を作り、助け合う、支え合うといった意識を醸成しましょう。

行政の取組

取 組	内 容	担当課
福祉教育の推進	子どもたちが、福祉を身近に感じ、理解と関心を高めることができるよう、さまざまな体験や学習機会の充実を図ります。	学校教育課 社会教育課
福祉への理解の促進	地域福祉や障がいの特性、認知症等に対する正しい理解を深めることができるよう、講座や研修の充実を図ります。	人権推進課 社会福祉課 障がい福祉課 発達支援課 長寿福祉課

(3) 地域福祉の担い手、リーダーの育成 ● ● ●

地域福祉を推進するため、地域や団体等の活動を牽引する地域福祉の担い手を育成します。見守り等の身近な活動を行ったり、支援を必要とする人と支援する人をつなぐリーダーや、関係機関・団体、事業者と地域をつなぐことができるコーディネート役の育成を進めます。

市民の取組

- 地域の課題について考えましょう。
- 自らが実践できる活動を探しましょう。

地域・団体等の取組

- 地域の中で、技能や知識を活かせる場を作りましょう。
- 老若男女問わず、地域福祉の人材の発掘、育成をしましょう。

行政の取組

取 組	内 容	担当課
見守り活動等の担い手の育成	地域の支え合いや見守り活動を支える担い手の育成を推進します。	地域コミュニティ推進室 社会福祉課 長寿福祉課
市民の健康づくりを支える担い手の育成	市民の健康増進、健康寿命の延伸に向けて講座等を開催し、健康づくり活動を推進するリーダーを育成します。	健康推進課

(4) 福祉、保健等の専門的な人材の育成・支援 ●●●

誰もが、医療や介護、生活支援等の福祉サービスを適切に受けられることや、健康に関心を持ち、家庭や地域で健康づくりに取り組めるよう専門的な知識や高度な技術を持った人材を育成します。

専門的な知識や高度な技術を取得するための研修会等の開催や、幅広い視点を持つため、さまざまな職種との連携や情報交換を行う場づくりを進めます。

市民の取組

- 資格の取得を目指し、セミナーや研修へ参加しましょう。
- 医療、介護等、暮らしに関わる分野の知識の習得や技術の向上を図りましょう。

地域・団体等の取組

- 関係機関、事業者等と連携し、専門的な人材の育成をしましょう。
- 医療や介護等の専門職と地域の課題を共有し、解決する場を作りましょう。

行政の取組

取 組	内 容	担当課
福祉、保健サービスにおける人材の育成・確保	適切な福祉、保健サービスの提供や福祉人材に求められるより高度なスキル習得のため、研修会等の充実を図ります。 また、事業者が福祉人材を確保するための広報や職場説明会等の実施を支援します。	社会福祉課 障がい福祉課 こども応援課 長寿福祉課 健康推進課 こども未来課

基本方針3 適切な支援へつなげる体制づくり [ネットワーク]

(1) 福祉、健康等に関する情報提供・啓発の充実 ●●

誰もが必要とする福祉、健康等に関する情報が得られるよう、多様な媒体を活用した幅広い情報発信や情報提供のバリアフリー化を進めます。

また、悩みごとや困りごとを抱えている人に対する相談窓口への案内、介護家族や障がいのある人、ひとり親家庭等への理解不足を解消するための啓発活動の充実を図ります。

市民の取組

- 広報紙、ホームページ、音声放送端末等、多様な媒体から情報を収集しましょう。
- 隣近所とのコミュニケーションツールのひとつとして、福祉等に関する情報を活用しましょう。

地域・団体等の取組

- 地域での活動等の情報を関係機関、事業者等と連携し、幅広く提供できるように努めましょう。
- 地域の中で悩みごとを抱えている人等に対して、相談できる窓口の案内をしましょう。
- 支援が必要な人に対する理解を深めるため、学習会の開催や啓発を行いましょう。

行政の取組

取 組	内 容	担当課
相談窓口の情報提供の充実	福祉や健康に関する相談窓口の情報提供の充実を図ります。	障がい福祉課 発達支援課 健康推進課
情報のバリアフリー化の促進	誰もが分かりやすい情報を得られるよう、広報紙音読版の作成、行政情報番組の字幕挿入、漢字へのルビ打ち等の充実を図ります。	広報課 障がい福祉課

取 組	内 容	担当課
福祉や健康に関わる正しい理解の促進や情報提供の充実	福祉や健康に関わる正しい理解を広げるため、啓発の充実や福祉サービス等の利用に関わる情報提供の充実を図ります。	障がい福祉課 こども応援課 発達支援課 長寿福祉課 健康推進課

(2) 身近な相談や総合的に対応できる窓口の充実 ●●●

悩みごとや困りごとを抱えているが、相談する人がいない、生活や子育てに不安を感じているが、どこに相談すればよいか分からないといった人が気軽に相談できる窓口体制の充実を図ります。

また、単独の問題ではなく複雑化多様化した内容も多く、それぞれの問題に対して適切な支援へとつなぐことができる総合的な相談窓口の充実を図ります。

市民の取組

- 広報紙、ホームページ、音声放送端末等、多様な媒体から相談窓口の場所、相談日等の情報を収集しましょう。
- 相談窓口に関する情報を隣近所で共有しましょう。

地域・団体等の取組

- 身近な相談窓口を把握し、地域の中で共有しましょう。
- 相談窓口のある機関等と連携し、支援が必要な方へ早期の対応ができるように努めましょう。

行政の取組

取 組	内 容	担当課
身近な相談窓口の設置	概ね小学校区単位に地域市民センターを設置し、市民が身近に感じ、親身になって相談対応ができるよう、相談能力の向上を図ります。	地域コミュニティ推進室
総合相談窓口体制の充実	複合的な問題を抱える生活困窮者の自立を目指し、包括的な相談対応ができるよう相談窓口体制の整備を推進します。	生活支援課

取 組	内 容	担当課
暮らしに関わる相談対応の充実	暮らしに関わるさまざまな悩み、困りごと等について対応できる支援体制の強化を図ります。	人権推進課 障がい福祉課 こども応援課 発達支援課 長寿福祉課 健康推進課 こども未来課

(3) 関係機関等との連携強化による支援体制づくり ●●●

複雑化多様化する課題の解決や、制度の狭間にいて公的サービスが受けられない方へ必要な支援が行えるよう、専門機関、事業者、ボランティア等が連携し、支援できるネットワークづくりを進めます。

また、課題に対して、さまざまな分野から解決ができるよう個人情報の取扱いに十分留意をした上で、情報の共有、意見交換ができる場づくりを進めます。

地域・団体等の取組

- 地域での活動から生活課題やニーズの把握に努めましょう。
- 地域の中でさまざまな分野と連携できるネットワークの構築に努めましょう。

行政の取組

取 組	内 容	担当課
関係機関等との連携強化の推進	誰もが身近な地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関等との連携を強化し、支援の充実を図ります。	障がい福祉課 こども応援課 発達支援課 長寿福祉課 健康推進課 学校教育課
生活困窮者等の自立支援	複合的な問題を抱える生活困窮者等に対して、必要な支援等が円滑に行えるよう関係機関、団体等と連携し、早期の対応を図ります。	生活支援課

基本方針 4 健康で安心な生活ができる暮らしづくり [くらし]

(1) 誰もが住みやすいまちづくりの実現 . . .

誰もが生きがいややりがいを見出し、地域の中で自分らしい暮らしが送れるよう支援します。

また、地域の支え合いによる、安心できる暮らしや、誰もが利用しやすい施設等を整備することにより、子どもから高齢者までが笑顔で交流できる場づくりを進めます。

市民の取組

- 制度や法律等について、正しい知識を習得しましょう。
- 公共、民間施設等の適切な利用に努めましょう。

地域・団体等の取組

- 関係機関、事業者等と連携し、高齢者や障がいのある人等が集い、生きがいややりがいが見出せる場を作りましょう。
- 制度や法律等について、学ぶ場を作りましょう。

行政の取組

取 組	内 容	担当課
ユニバーサルデザインに基づくまちづくり	高齢者や障がいのある人、子育てをする人等が外出しやすい環境となるよう、ユニバーサルデザインの理念の普及啓発や公共施設等の整備を推進します。	社会福祉課 建設管理課 住宅建築課 教育総務課
高齢者や障がいのある人等の社会参加の促進	高齢者や障がいのある人等の社会参加を促進するため、就労支援や日常生活での活動の場の充実を図ります。	障がい福祉課 長寿福祉課 商工政策課
多文化共生の推進	市内の外国人も地域の一員として活動できるよう、積極的にコミュニケーションを図り、お互いの違いや良さを認め合う地域づくりを推進します。	地域コミュニティ推進室

取 組	内 容	担当課
成年後見制度の利用促進	判断能力が不十分で日常生活に支障のある高齢者や障がいのある人に対する支援の充実や制度の周知を図ります。	社会福祉課 障がい福祉課 長寿福祉課
子育てをする人への支援の充実	子育て世代が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境整備や、子育てを理由に離職した女性が就労できる支援の充実を図ります。	こども応援課 商工政策課 こども未来課
差別解消の推進	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、市民への啓発を行うほか、市職員対応要領を作成する等、差別的取扱いをしない、合理的配慮の実施を推進します。	職員課 障がい福祉課

(2) 健康寿命の延伸を支える環境づくり . . .

身体を動かし、介護や生活習慣病の予防を図る等、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを進めます。

また、高齢になっても自らの持つ豊富な知識や技術により、就労やボランティア活動続けるなど、いつまでもいきいきとした生活を送り、健康寿命を延ばす環境づくりを進めます。

市民の取組

- 日常生活の中で、自らの健康を意識し、体を動かす習慣づけをしましょう。
- 積極的にボランティア活動やサロンに参加しましょう。

地域・団体等の取組

- 地域の公民館等において、体を動かすことや健康を学ぶ機会を作りましょう。
- 高齢者の就労やボランティア活動への参加を呼びかけましょう。

行政の取組

取 組	内 容	担当課
健康教育等の推進	生活習慣病予防、介護予防のための健康教育や健康相談を推進するとともに、気軽に相談や教育を受けられるよう、事業のPRや参加しやすいイベントを企画します。	長寿福祉課 健康推進課

取 組	内 容	担当課
健診(検診)受診の促進	各種健診(検診)内容・健診体制を充実し、健診(検診)受診率を上げることにより、疾病の早期発見・早期治療の推進と、健康意識の向上を図ります。	保険年金課 健康推進課
医療、保健体制の充実	市民が住み慣れた地域で必要な医療が安心して受けられ、健康で質の高い生活を送るための体制を構築します。	保険年金課 健康推進課
運動による健康寿命の延伸	健康体操やウォーキングによる運動機会の促進や日常生活の中での動きを増やすこと、また介護予防を目的として、各地域での100歳体操実施等により、健康寿命の延伸を推進します。	長寿福祉課 健康推進課
高齢者の就労支援	高齢者になっても自ら持つ豊富な知識や技術を有効に活用し、地域社会に貢献できるよう支援するとともに、就労機会の拡大を図ります。	長寿福祉課 商工政策課

(3) 地域の防災、防犯活動の推進 ● ● ●

地域の活動により、犯罪を未然に防ぐことや、災害が発生した際、要支援者等が安全に避難できるよう、防犯・防災体制の整備を支援します。

また、自助、共助の理解促進、意識の向上を図るため、関係機関・団体との連携を進め、訓練や講習の開催、啓発活動を進めます。

市民の取組

- 地域における防災や防犯の活動に参加しましょう。
- 避難所までの経路について確認しましょう。
- 自助、共助について理解を深めましょう。

地域・団体等の取組

- 防災や防犯における、自助、共助の重要性を学ぶ場を作りましょう。
- 地域の防災リーダーとして防災士を増やしましょう。
- 地域の安全・安心体制を整備するため、関係機関・団体との連携を進めましょう。

行政の取組

取 組	内 容	担当課
地域の防犯活動の推進	子どもや高齢者を犯罪や交通事故等から守るため、地域、関係団体等との協働により防犯対策の体制を整備し、地域による見守り活動の推進や市民への防犯意識の向上を図ります。	生活環境課 学校教育課 教育総務課 社会教育課
災害に強いまちづくりの推進	災害時に備えた平常時からの避難行動要支援者同意者名簿の積極的な活用等、避難支援の充実や自主防災組織活動の活性化、地域防災を担うリーダーの育成を推進し、自助・共助・公助の連携強化を図ります。	危機管理課 社会福祉課 障がい福祉課 長寿福祉課

(4) きめ細やかなサービスの提供と質の確保 ●●●

誰もが、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、きめ細やかな福祉サービスの提供を推進します。

また、あらゆる人、世代が必要とする支援に対して、質の高い福祉サービスの確保を図ります。

市民の取組

- 自らに必要な福祉サービスを把握しましょう。
- さまざまな方法により福祉ニーズに関する情報を取得しましょう。

地域・団体等の取組

- 容易に移動ができない方に対して、地域の力で支援できる方法を探しましょう。
- 関係機関、事業者等と連携し、地域における総合的な福祉サービスが提供できる拠点を作りましょう。

行政の取組

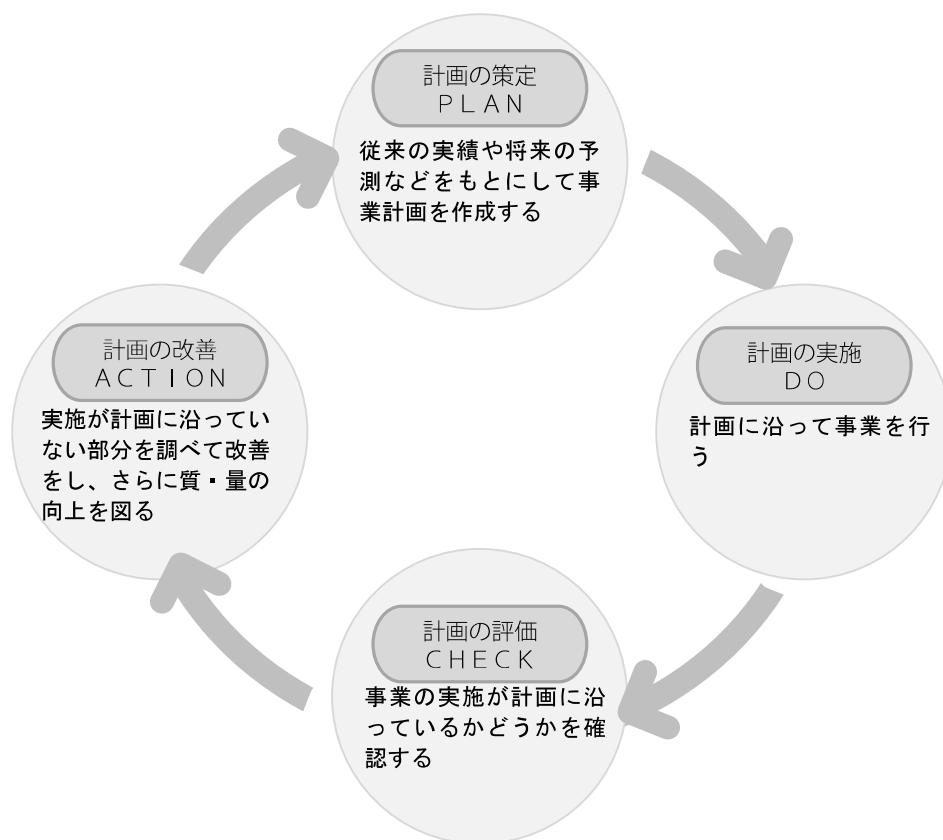
取 組	内 容	担当課
移動支援の充実	市民の日常生活に欠かすことができない移動について、地域とともに考え、特に高齢者や障がいのある人に対する支援の充実を図ります。	公共交通推進室 障がい福祉課 長寿福祉課

取 組	内 容	担当課
福祉サービスの充実	高齢者や障がいのある人等がより安心して暮らすことができるよう、多様な福祉サービスの充実と必要な支援の提供を推進します。	障がい福祉課 長寿福祉課
子育て世代への支援の充実	子育て世代への支援サービスを充実させるとともに、地域の中で支え合うことができる支援体制の充実を図ります。	こども応援課 健康推進課 学校教育課 こども未来課

1 計画の進行管理

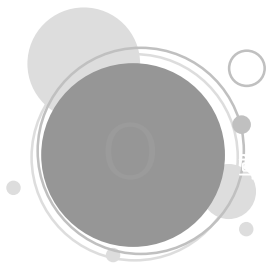
本計画をより実行性のあるものとするために、第4章にある行政の取組の具体的施策については、各所管事業の実施計画調書を作成し、年度ごとに事業の評価・検証を行います。

また、地域福祉は、課題解決に向けての不断の取組であり、市民の福祉ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に柔軟に対応するために、計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。このサイクルは、個々の事業ごとにPLAN（計画の策定）→DO（計画の実施）→CHECK（計画の評価）→ACTION（計画の改善）と回り、再度、見直し後のPLANにもどり、個々の改善点を把握し、新たなサイクルを回すことにより、取組の継続的な改善を繰り返していきます。これにより、計画を進行管理しながら施策の全体の改善及び向上へとつなげていきます。



※ PDCAサイクル
P = PLAN（プラン）…具体的な施策など
C = CHECK（チェック）…点検・評価

D = DO（ドゥ）…実行
A = ACTION（アクション）…改善



資料編

1 甲賀市附属機関設置条例

甲賀市附属機関設置条例 ※関係部分抜粋

平成25年12月18日

条例第35号

改正 平成27年6月15日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(略)

付 則（平成27年条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後、最初に委嘱される甲賀市地域福祉計画審議会の委員の任期は、別表の1の表の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
(略)				
甲賀市地域福祉計画審議会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 地域福祉関係団体の代表者 (4) 社会福祉事業関係団体の職員 (5) その他市長が適当と認める者	15人以内	2年
(略)				

2 甲賀市地域福祉計画審議会規則

甲賀市地域福祉計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号）第3条の規定に基づき、甲賀市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に行われる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 甲賀市地域福祉計画審議会 委員名簿

(敬称略)

構成区分	団体等名称	団体等での役職	氏 名
市 民	公募	—	森 田 千 歳
	公募	—	橋 本 恵 順
	公募	—	西 村 敦 子
学識経験を有する者	龍谷大学社会学部	教 授	栗 田 修 司
地域福祉関係団体の代表者	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	会 長	富 岡 正 義
	甲賀市身体障害者更生会	会 長	藤 本 俊 治
	甲賀市手をつなぐ育成会	副会長	辻 淳 子
	ゆうゆう甲賀クラブ	会 長	上 山 清 美
	甲賀市ボランティア連絡協議会	会 長	西 村 與利子
	子育て応援 ★CHEERS STATION	代 表	安 達 みのり
	雲井自治振興会 福祉推進部会	部会長	大 西 安 雄
社会福祉事業関係団体の職員	(福)甲賀市社会福祉協議会	会 長	辻 金 雄
	(福)さわらび福祉会	常務理事	金 子 秀 明
	(福)あいの土山福祉会 特別養護老人ホーム エーデル土山	施設長	岡 田 重 美
	(福)甲賀学園 児童養護施 鹿深の家 地域小規模児童養護施設 第二鹿深の家	施設長	打 田 絹 子

【任期委嘱の日から平成 29 年 3 月 31 日まで】

4 策定経過

会議等	日程	内容
平成 27 年度 第 1 回 甲賀市地域福祉計画 審議会	平成 27 年 10 月 1 日	協議事項 （１）甲賀市地域福祉計画審議会の情報公開 について （２）第 2 次甲賀市地域福祉計画策定方針 について （３）甲賀市地域福祉に関する市民アンケー ト調査について
甲賀市地域福祉に関 する市民アンケート 調査	平成 27 年 10 月	市民アンケート調査の実施
平成 27 年度 第 2 回 甲賀市地域福祉計画 審議会	平成 27 年 12 月 18 日	報告事項 （１）甲賀市地域福祉に関する市民アンケー ト調査結果(速報)について （２）意見聴取事項について
平成 27 年度 第 3 回 甲賀市地域福祉計画 審議会	平成 28 年 2 月 18 日	（１）甲賀市地域福祉に関する市民アンケー ト調査結果について （２）意見聴取事項について
平成 28 年度 第 1 回 甲賀市地域福祉計画 審議会	平成 28 年 4 月 26 日	報告事項 （１）甲賀市地域福祉に関する市民アンケー ト調査結果について （２）意見聴取事項について
自治振興会インタビ ュー調査	平成 28 年 6 月	自治振興会インタビュー実施
平成 28 年度 第 2 回 甲賀市地域福祉計画 審議会	平成 28 年 6 月 28 日	意見聴取事項 （１）地域福祉の新たな課題について 報告事項 （１）地域福祉関係団体へのインタビューの 概要について
平成 28 年度 第 3 回 甲賀市地域福祉計画 審議会	平成 28 年 8 月 2 日	意見聴取事項 （１）計画の体系（基本理念・基本方針・基本 施策）について

会議等	日程	内容
平成 28 年度 第 4 回 甲賀市地域福祉計画 審議会	平成 28 年 11 月 1 日	報告事項 （１）計画の体系（基本理念・基本方針・基本 施策）について 意見聴取事項 （１）基本方針、基本施策からみる実施事業の 方向性について
平成 28 年度 第 5 回 甲賀市地域福祉計画 審議会	平成 29 年 1 月 17 日	意見聴取事項 （１）第 2 次甲賀市地域福祉計画（素案）につ いて
平成 28 年度 第 6 回 甲賀市地域福祉計画 審議会	平成 29 年 2 月 24 日	意見聴取事項 （１）第 2 次甲賀市地域福祉計画の策定に係る 答申（案）について
第 2 次甲賀市地域福 祉計画（案）にかか るパブリック・コメ ントの実施	平成 29 年 月 日～ 平成 29 年 月 日	パブリック・コメントの実施

5 用語解説

あ行

【NPO】

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

か行

【核家族世帯】

世帯構造の分類のひとつであり、1. 夫婦のみの世帯（世帯主とその配偶者のみで構成する世帯）、2. 夫婦と未婚の子のみの世帯（夫婦と未婚の子のみで構成する世帯）、3. ひとり親と未婚の子のみの世帯（父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯）の3つをいいます。

【協働】

市民、議会及び市町村が豊かな地域社会を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しながら協力し合うことをいいます。

【区・自治会】

近隣、集落程度の範囲で、相互扶助や暮らしやすい地域をつくっていくため、人のつながりを基にした自主的な組織です。区・自治会では、地域の交流活動や清掃活動、また、地域の様々な課題への対応、あるいは伝統行事等日常生活に関わる身近な地域の共同管理等に取り組んでいます。

【健康寿命】

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいいます。

【高齢化率】

65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。高齢化率が 7 %～14%の社会を高齡化社会、14%～21%の社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齡社会とといいます。

【合計特殊出生率】

15 歳～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計し、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした場合のこどもの数を計算したものです。

【コミュニティ】

一定の地理的範囲に居住し、地域性と共同意識を持つ人々の集合体を指します。

【コミュニティバス】

水口地域の「はーとバス」「みなくちデマンドバス」、土山地域の「あいくるバス」「あいこうかデマンドバス」「おおのデマンドバス」、甲賀・甲南地域の「ハローバス」、信楽地域の「信楽高原バス」「コミタク」の 8 つの名称で運行しており、甲賀市内における地域住民の日常生活等に必要不可欠なコミュニティバス路線を維持するため市民の移動手段確保のため甲賀市が運行事業者と輸送契約を交わし運行しているバスです。

さ行

【自主防災組織】

災害対策基本法において規定されている、地域住民による任意の防災組織です。自治会などの地域活動の組織を生かして結成されるのが一般的です。

【自治振興会】

区・自治会をはじめ、各種団体・NPO・企業等の参加により組織化され、地域の関係団体等が連携・協力し、区及び自治会だけでは解決できない広域的課題の対応や、地域の特性を生かしたまちづくりをすすめるための組織です。自治振興会では、地域が目指す将来像を描き、多くの人に関心と愛着を持って特色ある地域をつくっていきます。

【社会福祉協議会】

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人であり、都道府県、市町村でそれぞれ組織されています。

【主任児童委員】

民生委員・児童委員の中で子どもと子育て家庭への支援を専門的に担当しています。児童委員としての活動のほか、子どもの福祉に関する機関と地区を担当する児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助及び協力を行っています。

【人員保護率】

特定の範囲における人口から算出される、実際に生活保護を受けている割合のことをいい、千分率で表します。算出方法は、人員保護率＝「被保護実人員（1か月平均）」÷「人口（総人口）」×1000 です。

【生活困窮者】

生活困窮者自立支援法第2条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」をいいます。

【生活習慣病】

食事や不規則な生活などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常（高脂血症）、高血圧、肥満などの疾患の総称のことです。

【セーフティネット】

困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止するしくみまたは装置を意味します。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える「要支援者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいいます。

【成年後見制度】

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等）を保護するための制度です。平成 11 年 12 月の法改正により、各人に多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められています。

た行

【団塊の世代】

日本において、第一次ベビーブーム（1947 年～1949 年）が起きた時期に生まれた世代のことです。第一次ベビーブーム世代とも呼ばれます。

200 万人以上と年齢人口の多い団塊の世代が一斉に後期高齢者を迎えるため、社会に大きな影響をもたらす危険性が問題視され、2025 年問題と呼ばれます。

【地域福祉活動計画】

地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画であり、社会福祉協議会が中心となり策定します。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたものです。

【地域福祉計画】

社会福祉法に基づき市が策定します。地域に住む誰もが地域社会を構成する一員としていきいきと日常生活を営むことができるよう、福祉に関連したさまざまな生活課題に取組み、互いに支え合うことができる地域福祉をどのように推進していくかをまとめたものです。

【地域包括ケアシステム】

住み慣れた地域において、支援が必要な高齢者等に対し、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが適切に提供できるような地域での体制のことです。

【地域包括支援センター】

平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としています。

【DV】（ドメスティック・バイオレンス）

「配偶者や恋人等の親密な関係にある（あった）人からふるわれる暴力」のことです。内閣府の調査（2012 年）によれば既婚女性の 3 人に 1 人が DV 被害を経験し、23 人に 1 人の女性が生命に危険を感じる程の暴力を受けていることが報告されています。

な行

【ニーズ】

必要、要求などと訳され、人間が生きていく上で基本的に必要となる条件を指します。福祉分野においては、支援者の生活全般の解決すべき課題のことをニーズといいます。つまり、それが解決できれば、希望とする生活や活動が可能になるという課題のことです。

【認知症高齢者】

高齢期における脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のことです。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがあります。

は行

【バリアフリー】

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障がいのある人や高齢者をはじめだれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のことです。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。

【ひきこもり】

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成 22 年 5 月 19 日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には 6 ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」をいいます。

【避難行動要支援者】

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人を言います。災害時要配慮者とも呼ばれます。

【避難行動要支援者同意者名簿】

普段からの地域での見守りや避難支援の実施につなげることを目的に甲賀市地域防災計画に定める避難行動要支援者名簿掲載者に、消防、警察、区・自治会および民生委員・児童委員等の避難支援等関係者へ名簿情報を提供することの同意確認を行い、作成した名簿です。

【防災士】

特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する民間資格であり、十分な意識と一定の知識・技能を修得し、社会の様々な場で防災力を高める活動を行います。平成29年1月末時点で、全国で124,034人が登録されています。甲賀市では、地域の自主防災活動の支援活動などを行う連絡会が設置されています。

ま行

【民生委員・児童委員】

民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職のことです。児童福祉法の児童委員を兼ね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っています。

【無縁社会】

家族、地域、会社などにおける人とのきずなが薄れ、孤立する人が増えている社会のことをいいます。

や行

【ユニバーサルデザイン】

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進めたものです。施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

【要介護認定】

介護保険のサービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要があります。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査結果等にもとづき認定します。介護の必要度（要介護度）は「要支援 1～2」「要介護 1～5」に分かれます。